

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議に入る前に、きのう保留されておりました質問に対する答弁をいたしたいと思えます。町長。

○副町長（石津健二君） 私のほうから、昨日後藤議員のほうからございました議案第11号大槌町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての中でありました大槌橋の件について、補足の答弁をさせていただきます。

大槌橋につきましては、昭和42年の架設ということで、大変古い橋でございます。

今、昨今社会資本の老朽化というところがいろいろ取り沙汰されておりますけれども、日本における道路橋は、高度経済成長期に集中的に整備されたということから、50年以上経過する2メートル以上の橋が2012年現在で16%でございますけれども、これが20年後には65%に急増するということになります。

このような中、国土交通省のほうで予防保全対策の推進ということで、地方公共団体に対し講習会の開催や技術者の派遣等の技術的支援、点検及び計画策定、計画に基づく修繕の実施などに係る財政的支援を実施されて、平成25年度の予算のほうに計上されているということを聞いてございます。

そういったこともございますので、大槌橋の件について、ダンプに限らず一般車両も通っており、事故があつては地域住民に大変迷惑がかかるといったこと、正確なところを調査し、地域の方から理解が得られるような方策、指導をお願いしたいとございましたので、そういう国の方針等も踏まえまして、適切に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 昨日、議案第12号大槌町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての審議の際、金崎議員からご質問があった桜木町付近の小鍬川ゲートに関してお答えをします。

小鍬川ゲートは、昭和47年ごろ町内を流れる水路を火災時に有効に利用する目的から、水量を取り入れるため、大槌町と県が協議し、設置したものと聞いております。

管理は大槌町で、ゲートの操作は消防署が行っております。

現在、川の流れが花輪田地区の堤防側を流れており、大雨の際の被害を心配されて、

ゲートを倒伏して川の流れを変えることができないかとのご質問と理解してお答えをしたいと思います。

大雨で被害のおそれがある場合、ゲートを操作しておりますが、川の本流を変えるための操作については、川の管理者である県との協議が必要であります。

今後、防災の観点から、県と協議してまいりたいと考えております。

○

日程第1 議案第14号 大槌町部局設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第1、議案第14号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第14号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第1条、部局の設置において、地域整備部と復興局を統合して復興局とするものであります。

第2条、分掌事務については、総務部にあった公聴及び広報に関する事項及び情報管理及び統計調査に関する事項を総合政策部に移行するものであります。

次のページをお開きください。

総合政策部の分掌事務に災害復興に係る施策の調整に関する事項を追加するものであります。

民生部の分掌事務中、環境保全に関する事項を環境保全及び衛生に関する事項に改めるとともに、被災者支援に関する事項を追加するものであります。

地域整備部の事務分掌を復興局に移行します。

次のページをお開きください。

新復興局の分掌事務をア、災害復興整備に係る調整に関する事項と地域整備部の分掌事務とするものであります。

この改正により、町長部局の体制は、5部1局から4部1局となります。

附則においては、第1項において、この条例は本年4月1日から施行するものであります。

第2項において、大槌町災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例として、

第20条の処務中「福祉課」を「民生部」に改めるものであります。

第3項において、大槌町都市計画審議会条例の一部を改正する条例として、第7条処務中「地域整備部」を「復興局」に改正するものであります。

以上、ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 4局ということでもとめるということで、復興に対する整備課に関するものは、本当に今までほかの話すれば、町内に来て、町民の方々がそれは私のほうじゃない、そっちに行けばそっちは私のほうじゃないという、たらい回しということもこの前言われたときもありました。

そういうことで、一つにまとまるということもいいんですが、復興にかかわるものに対して、復興整備部と復興局としてなった場合、人数的に、何回も言いますが、段取り8分で物事は進むんだよということあるんですけども、人数は減らさないということでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 減りません。ふえます。全体的にふえます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） ふえるということで、ただそれが復興のほうと地域整備が足したからふえるんじゃない、プラスアルファふえるということと私は今答弁で認識しますが、本当に最前線で仕事をする人次第なんですよ。土地にしる、何にしる、町民の方々と最前線の方が話をし、そして打ち解け合う。それで認知というか、話し合っただけで心が溶け合っただけで手を結ぶということが一番大切な復興の一部分だと思いますので、そのふやすという意味で、両方の足すプラスアルファということを再度確認いたします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 現在地域整備部含めて、復興局あれば大体70名程度としますが、予定ですと、復興局とすれば80人を超す体制になるということになります。

また、事業精査等をしながら、適時に足りない部分については追加するという事で考えております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） まず、このことは、それこそ大槌町始まって以来の副町長3人制、それも全てが大震災の結果でこうなっていく。そして、3人制を執行しながら、その反

省点に立って今度の部局の改正があると思うんですけれども、とにかく町民から言わせれば、当局は当局なりにいろいろなことで3人制から、それからいろいろな部局、部をつくりながらやったんですけども、それでもまだ物足りないからこうしていくんだというあらわれのもとに、これ改正すると思うんですけれども、とにかく町民にスピード感を求める町民が納得できるような行政の仕組みをつくって、ばんばんとにかくやってもらいたい。

それが私たちの願いです。正直言って。中身はわかりませんが、どうすれば一番町民に対する復興の目安がついて、わかりやすくやっていけるのか、そういう思いでおりますから、町民は。だから、その辺のところをちゃんとした、今まで2年間何か経験したわけだ。その後に今直すんだという、そういう心意気のもとにやってもらいたいと思います。何か答弁がありましたらいただきます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 野崎議員言われるとおり、ここ2年の間3人制、または部局制を設置してまいりました。2年の中で、やはりいろいろな不具合が出てきたということで、今回組織を変える中できちんとした町の復旧・復興の加速を進めたいという意味合いであります。

町政機能、またはいろいろな部分での面整備からソフト整備へという形で進めなければならぬということになりますので、しっかりと組織体制を固めて、事務分掌しっかりして、復旧・復興を進めてまいりたいということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第14号大槌町部局設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第2 議案第15号 大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改

正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第2、議案第15号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第15号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

別表第2条関係中、土地計画評価委員の次に「土地区画整理事業評価委員」を追加し、報酬を月額3,000円とするものであります。

附則により、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第15号大槌町非常勤特別職の職員の報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第3 議案第16号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第3、議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） それでは、私のほうから議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、地域主権一括法により、公営住宅法の一部改正を受けて、町営住宅等に関する条例を改正するものです。

改正内容ですが、入居収入基準、同居親族要件、整備基準について町が条例により地

域の実情に応じた設定が可能となったことが挙げられております。

次のページをお願いします。

改正前の第2章と第3章の間に改正後第2章の2が改正部分となります。

改正後の第3条の2から第3条の16、第5条までの16項目の内容について規定しております。

まず、第3条の2では健全な地域社会の形成に期する整備を挙げております。

第3条の3では良好な居住環境の整備について規定しています。

第3条の4では設計を標準化し、合理的な工法などにより建設時管理費用の縮減について規定しております。

済みません。ページ数入っていません。申しわけございません。次のページをお願いします。

第3条の5では入居安全・安心の観点から、その建設位置について規定しています。

次に、第3条の6では敷地の安全性について、第3条の7では住棟等の基準について規定しています。

次に、第3条の8では防火、避難、防犯などの構造上の基準について説明しています。

3枚目の下段になります。第3条の9では面積の最低基準や快適な住居基準について規定しています。

次のページをお願いします。

第3条の10では住戸内のバリアフリーについて、そして、第3条の11では共用部分のバリアフリーについて規定しています。

次に、第3条の12、自転車置き場やごみ置き場などの附帯設備について規定しています。

3条の13では児童遊園の位置や規模について規定しています。

下段のほうになりますが、3条の14では集会所の位置、規模について。

5枚目をお願いします。

3条の15では広場や緑地の位置とか規模について規定しています。

3条の16では道路、通路の規模や形状、高齢者などへの配慮についてきめ細かく定めておるところです。

最後になりますけれども、第5条入居者資格についてです。今回新たに大震災等の被災者を明記しています。

第5条の下段になります。アでは21万4,000円の入居枠と次のページをお願いします。イの部分で60歳以上または18歳未満の同居者があれば21万4,000円までの月収でも入居可能となります。

(3)現に住宅に困窮していることが明らかであることということを明記しています。

この条例は、平成25年4月1日から施行する予定です。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 私今初めて見てびっくりしたんですけども、結局これは国からおりてきた法律なんでしょう。ハンセン病だとか原爆だとかという、ちょっとここで判断しかねるなと思って見ていたんですけども。

○議長（阿部六平君） 管理用地課長。

○管理用地課長（西迫三千男君） 議員指摘のとおり、今回国の条例改正に伴って本条例を改正するものでございますけれども、整備基準については、地域の特性に応じて条例で定めることができるということが改正点でございますけれども、ただし、参酌基準については、省令、いわゆる国土交通省で定めるというふうになっておりますので、今回我々としましては、国あるいは県と同じ方向でということと考えております。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 私は、第5条の一番後ろのほうになりますけれども、最後のページ、21万4,000円、当該発災の日から3年を経過したときは15万8,000円ということで、もう発災から2年経過しております。これではこういう住宅できる前に基準が変わってしまうのではないかと懸念がありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 管理用地課長。

○管理用地課長（西迫三千男君） おっしゃるとおりでございます。私見で失礼でございますけれども、やっぱり公営住宅の進捗いかんによっては、国でも何らかのご指導はあるのかなとは思っておりますけれども、現在のところは、このような読み方をしたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第16号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第4 議案第17号 大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部六平君) 日程第4、議案第17号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長(土橋清一君) 議案第17号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に係るための関係法令の整備に関する法律、地域主権一括法による都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法の改正により、都市公園の配置基準や公園施設のバリアフリー化に関する構造の基準等について条例の一部を改正するものです。

まず、第1条の趣旨です。国の法律の改正により、大槌町立都市公園の配置及び管理に関して必要な事項を定めるものです。

1ページの第1条の2から3ページの中段第1条の4までは、公園の設置に関する基準について規定しています。

3ページの中段の第1条の5では特定の公園施設の移動等、円滑化基準について規定しています。

第1条の6では災害時のため一時使用する特定公園施設は例外であることを規定しています。

第1条の7から12ページお願いします。

12ページの第1条の17までは、不特定かつ多数のもの、特に高齢者、障害者等が利用しやすい園路及び広場、駐車場、トイレ、水飲み場等の特定公園施設の設置基準について規定しております。

この条例は、平成25年4月1日から施行する予定です。よろしく願いいたします。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番(後藤高明君) これもそうなんだけれども、読めば読むほどすごい内容なんです

よ。常任委員会でもやっていないでしょう、これも。もう少し常任委員会なんか出して、議員の勉強兼ねて、でない、ここで賛成することはいいんだが、なんか、どうなんだべなと思って、ちょっと迷うんですけども、知らないまま、理解を得ることなく、ただ賛成するのはどうなんだべなと迷いますが。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 確かにこの条文、条項等は、国のほうの今まで現在使われてきておりました都市公園法、そのままの政令等で定められていたものを参酌して、特別大槌町の基準というより、従来から使われてきた基準をそのまま参酌したものなので、確かにいろいろ細々園路の幅とか、細かく規定している内容になっています。

本当にもう少し丁寧な説明があればと思います。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、担当課もゆるくないと思うの。いかに大槌に合わせていくかと。だから、そういうこともあるから、常任委員会なんかに時間かけてこれを出して、議員の皆さんからもいろいろ知恵を拝借すれば、当局としてもやりいいと思うんですけども。以上です。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 常任委員会には確かにかけませんでした、議員皆様方のご理解をいただきたいということで、先日の全員協議会で概略ご説明申し上げたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 公園は公園でいいんだけど、第1条の2の中に「公園の町民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートルとする」と、そういうことになっていますけれども、この町民の1人当たりという、その人口の比率というのはいつのときから、今度の4月のそれでやっていくのだから、従来からの1万6,000人の人口で見るのか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 都市整備係長。

○都市整備係長（川野重美君） 私のほうからご答弁させていただきますが、都市公園法ということでございますので、都市計画区域内にある公園と。当然、人口につきましても都市計画区域内の人口ということでカウントするというところでございます。よろしくお願ひします。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第17号大槌町立都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第18号 大槌町下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第18号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第18号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、地域主権一括法による下水道法の改正により、排水設備及び処理施設に共通する構造の基準、排水施設の構造の基準について条例の一部を改正するものです。

今回の改正では、改正前第2条が改正後は第3条となり、改正後の2章では排水設備等の構造基準及び終末処理場の維持管理基準が規定されております。

第1条では公共下水道の管理及び使用並びに施設の構造及び維持管理の基準等についてこの条例で定めることとしております。

2ページの第4条です。この条項は、排水施設及び処理施設に共通する構造の基準について規定しております。

3ページの第5条では、排水管の内径、またマンホール等の設置等、排水設備の構造の基準について規定しています。

4ページの第6条では脱臭装置等の処理施設の構造の基準について規定しています。

5ページの第7条については、適応除外についてです。

第8条は、活性汚泥の処理方法等の終末処理場の維持管理について規定しています。

この条例は、平成25年4月1日から施行する予定です。よろしくご審議お願いいたします。

ます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第18号大槌町下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第19号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第19号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第19号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

今回の変更は、金沢地区における総合整備計画の第2次によるものであります。

次のページ、様式1をお開きください。

今回の変更に係る部分は、前回第1次変更で中川原地区に消防用ホース乾燥棟等を整備した際と同様の理由ですので、変更事業費のみとなります。

3の公共的施設の整備計画の表をごらんください。

表の下段、消防施設の欄の事業費、財源内訳、一般財源のうち、辺地対策事業債の部分の金額の変更です。

元村地区の消防屯守に消防用ホース乾燥棟を整備するため、変更前150万円を180万円を加えて、それぞれ330万円とするものであります。

資料として、辺地区域図を添付しておりますので、よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） 辺地債のことで若干お尋ねします。

過疎債、この前言いましてけれども、過疎債の場合は3年据え置き9回払いという

ことで、償還終わるまで12年ということでした。今回のこの330万円はどのような期間、許される期間はどのくらいなんだけれども、実際支払う期間はどの程度になるのかというのを教えてください。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（澤館和彦君） 辺地債に関しては、12年償還になります。

そのうち据え置きが2年ということになりますので、10年で償還するというになります。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第19号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第20号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

今回の変更は、徳並地区に係る総合整備計画の第1次によるものであります。

次のページ、様式第1をお開きください。

今回の変更は、2公共的施設の整備が必要な事情の項目に「(3)交通通信施設の整備に関する事項」を追加しております。

これは、町道小鉾線の道路改良が必要な事情を追加したものであります。

町道小鉾線道路改良事業については、従来から長井辺地の事業として実施してきましたが、震災によってここ2年間休止状態にあったうちに平成23年度で長井地区の辺地計画の期間が終了しております。

長井辺地に関しては、人口の減少により辺地要件を満たさないことが懸念されることから、沿線にあり、まだ計画期間も3年残っている徳並辺地の計画に追加して継続して町道小鏈線の整備を進めようとするものであります。

3 公共的施設の整備計画の表をごらんください。

表の下段、交通通信施設市町村道橋梁の部分、事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債にそれぞれ2億4,800万円を追加しております。

平成25年度から平成27年度までの3カ年で橋梁部分も含め、施工延長256メートルを予定しております。

資料として、辺地区域図を添付しております。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第20号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第21号 釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部
変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第21号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） それでは、議案第21号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてご説明申し上げます。

お手元の議案第21号の2枚目、新旧対照表をお開き願います。

今般の規約改正につきましては、平成25年4月1日に施行されます地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律におきまして、現行の「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称が改められることから、所要の改正を行おうとする

ものであります。

新旧対照表によりご説明をいたしますが、審査会の設置を定める第1条につきまして、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第21号釜石大槌地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

休 憩

午前10時40分

○

再 開

午前10時50分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第9 議案第22号 平成24年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第22号平成25年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第22号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

1 款町税 1 項町民税、補正額238万円は、個人町民税の滞納繰越分の収入見込みによる増であります。

2 項固定資産税、補正額432万円は、同じく滞納繰越分の収入見込みによる増であり

ます。

3 項軽自動車税、補正額10万2,000円は、同じく滞納繰越分の収入見込みによる増であります。

4 項町たばこ税、補正額5,603万9,000円は、収入見込みによる増であります。

9 款地方交付税 1 項地方交付税、補正額29億829万5,000円の減は、普通交付税は確定額による増となりますが、防災集団移転促進事業等の復興交付金事業の減に伴い、震災復興特別交付税が大きく減となったものであります。

11 款分担金及び負担金 2 項負担金、補正額2,671万8,000円の減は、震災に伴う保険料の減免によるものであります。

12 款使用料及び手数料 2 項手数料、補正額10万6,000円は、税督促手数料の決算見込みによるものであります。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金、補正額2,305万4,000円の減は、子供手当負担金等の減額によるものであります。

2 項国庫補助金、補正額362億140万9,000円は、災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業等の復興交付金事業に係る第4回、第5回申請分の交付によるものであります。

14 款県支出金 1 項県負担金、補正額520万円は、岩手県と大槌町の合同で行う追悼式に係る県負担金等によるものであります。

2 項県補助金、補正額36億5,035万9,000円は、被災者の住宅再建等の支援に係る県から東日本大震災津波復興基金市町村交付金ですが、入浴充実型サポート拠点整備事業は、事業の中止、震災等緊急雇用対策事業及び共同利用漁船等復旧支援対策事業等は、今年度の事業費精査により減となっているものであります。

3 項委託金、補正額1,083万9,000円は、県税徴収事務委託金の決算見込みによる増であります。

2 ページをお開きください。

15 款財産収入 1 項財産運用収入、補正額5,000円は、減債基金預金利子であります。

2 項財産売り払い収入、補正額136万2,000円の減は、廃品売り払い収入の決算見込みによる減であります。

16 款寄附金 1 項寄附金は、補正額7,155万1,000円、大槌復興寄附金及び奨学資金貸付基金等への寄附金であります。

17款繰入金 2 項基金繰入金、補正額90億3,299万9,000円の減は、復興交付金事業の事業費精査による東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の減額等であります。

18款繰越金 1 項繰越金、補正額13億6,232万2,000円は、前年度繰越金であります。前年度からの純繰越金は27億156万7,000円ありますが、そのうち補正財源として充当した残額を計上したものであります。

19款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料、補正額26万3,000円は、税延滞金であります。

4 項雑入、補正額9,070万9,000円は、金属スクラップ売り払い収入等であります。

3 ページをお開きください。

歳出。 2 款総務費 1 項総務管理費、補正額426億805万9,000円は、派遣職員人件費負担金、東日本大震災津波復興基金市町村交付金のふるさとづくり基金への積立金及び復興交付金の東日本大震災復興交付金基金への積立金等であります。

2 項徴税费、補正額244万5,000円の減は、税関係のシステム使用料の減額等ではありません。

3 款民生費 1 項社会福祉費、補正額 1 億5,408万円の減は、入浴充実型サポート拠点整備事業の中止、岩手県後期高齢者医療広域連合市町村負担金及び重度心身障害者医療給付費の減であります。

2 項児童福祉費、補正額3,049万8,000円の減は、乳幼児医療給付費及び子ども手当等の減であります。

4 款民生費衛生費 1 項保健衛生費、補正額1,508万1,000円の減は、予防接種委託料及び各種健診委託料の減であります。

2 項清掃費、補正額 1 億2,839万9,000円の減は集中瓦れき中間処理及び最終処分業務委託料及び岩手沿岸南部広域環境組合負担金の減であります。

5 款労働費 1 項労働諸費、補正額9,060万円の減は、震災等緊急雇用対策事業委託料等の決算見込みによる減であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費、補正額 3 億714万9,000円の減は、復興交付金事業である沿岸営農センター整備事業の減額等です。他事業との調整から今年度は一旦減額し、翌年度実施するものであります。

2 項林業費、補正額162万円の減は、シイタケの特用林産新規参入支援事業補助金の減であります。

3 項水産業費、補正額 5 億2,394万5,000円の減は、共同利用漁船等復旧支援対策事業

費補助金の今年度事業費精査及び漁業集落処理施設災害復旧費の減額に伴う漁業集落排水処理事業特別会計への繰出金の減額等であります。

7 款商工費 1 項商工費、補正額1,100万円の減は、産業復興アクションプランの作成展開事業委託料の事業費精査及び大槌町観光協会補助金の減額であります。

4 ページをお開きください。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、補正額1,207万2,000円の減は、道路計画調査設計業務委託料等ですが、本年度は基本設計のみの業務となることから、減額するものであります。

4 項都市計画費、補正額102億4,965万7,000円の減は、防災集団移転促進事業及び都市再生区画整理事業等の本年度事業費精査による減額であります。

5 項住宅費、補正額13億8,595万1,000円の減は、災害公営住宅建築工事及び用地買収等の事業費精査による減額であります。

9 款消防費 1 項消防費、補正額 1 億4,470万9,000円の減は、用地の関係等で桜木町地区避難路・避難場所整備工事及びハザードマップ作成業務等を翌年度実施することから減額するものであります。

10 款教育費 1 項教育総務費、補正額3,841万4,000円は、奨学金貸付基金に対する寄附金を基金に積み立てるための繰出金であります。

2 項小学校費、補正額178万4,000円は、小学校の燃料費及び高熱水費等であります。

3 項中学校費、補正額82万5,000円は、中学校の燃料費及び高熱水費であります。

4 項社会教育費、補正額2,700万円の減は、埋蔵文化財発掘調査業務委託料ですが、今年度は本調査がなかったことによる減であります。

5 項保健体育費、補正額120万円は、学校給食センターの高熱水費であります。

5 ページをお開きください。

「第 2 表 繰越明許費」。

款項、事業名、金額の順に読み上げます。

2 款総務費 1 項総務管理費、無線システム普及支援事業費補助金、371万円。

3 款民生費 1 項社会福祉費、介護サービス等施設整備臨時特例事業補助金、3,000万円。

4 款衛生費 2 項清掃費、災害廃棄物処理事業、54億293万8,000円。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、共同利用漁船等復旧支援対策事業、5 億9,957万1,000円。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、水産業経営基盤復旧支援事業、4,053万8,000円。

6 款農林水産業費 3 項水産業費、水産業共同利用施設復旧・復興整備事業、16億6,672万5,000円。

8 款土木費 4 項都市計画費、防災集団移転促進事業、63億6,490万8,000円。

8 款土木費 4 項都市計画費、市街地復興効果促進事業、2,322万8,000円。

8 款土木費 4 項都市計画費、都市計画道路町方大ヶ口線整備事業、1,590万5,000円。

8 款土木費 4 項都市計画費、仮称大ヶ口大橋整備事業、2,965万円。

8 款土木費 4 項都市計画費、津波復興拠点整備事業、1 億291万円。

8 款土木費 4 項都市計画費、復興まちづくり計画策定支援コーディネート事業、700万円。

8 款土木費 4 項都市計画費、都市再生区画整理事業、19億1,861万6,000円。

8 款土木費 4 項都市計画費、都市公園基本構想策定事業、2,000万円。

8 款土木費 5 項住宅費、災害公営住宅整備事業、22億9,800万円。

9 款消防費 1 項消防費、消防防災設備災害復旧事業、481万7,000円。

9 款消防費 1 項消防費、大槌消防庁舎建設事業、500万円。

9 款消防費 1 項消防費、桜木町地区避難路・避難場所整備事業、1,110万円。

11 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、2 億2,286万8,000円。

6 ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」。

追加、事項、町方地区震災復興土地地区画整理事業、期間、平成24年度から平成29年度まで。限度額117億2,464万円。

事項、仮称大槌学園小中一貫教育用地測量設計業務委託料、期間、平成24年度から平成25年度まで。限度額6,500万円。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。5 ページ、「第2表 繰越明許費」。

進行します。6 ページ、「債務負担行為補正」追加。進行します。

9 ページをお願いします。

歳入、1 款町税。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） それこそ体格に似合わせないけちくさい話をしますけれども、先

日テレビ、新聞等でそれこそ東大の海洋調査船が新潟のほうで竣工したということで、今から山口県だっけか、どこでもいい、そのようなとは聞くほうで上手に聞いてくれ。

そうなったということは、一つの我々の三陸に住む我々は大変便利な話だなど、そういうふうに思っておりますが、ますますそういう方向で行っていただければと思いますが、その中で、船籍、船の戸籍、それが大槌町にという話がありました。例えば、冒頭言ったとおり、細かい話しますけれども、船籍があれば、例えば固定資産税みたいな、そういうのがあるのかないのかなという。大きな船の貨物船の場合は、日本が余り高いものだから、よくパナマ船籍にしたり、外国の持ち主が自分でもパナマの船籍にしたり、そういう方法をするんですよ。

だから、例えばそういう船が大槌の戸籍が載ったときには幾らかでも、1,000円でも2,000円でも何か町税、固定資産税から何だかわからないけれども、その辺があるのかないかなということで、わからないからお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） ちょっと詳しくは確認しておりませんが、通常町内の方の持ち主であれば、償却資産というものが課税されます。

今回の船籍が大槌町ということですが、その辺についてはちょっと確認しておりませんので、後でお知らせしたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 進行します。2項固定資産税。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 固定資産税、町税のところだけれども、固定資産税、全てこの町税のところ滞納分が見込まれるというので上がっているんだけれども、この固定資産税について、今こうして家屋が流されて、そしてなおかつ今度は線路の向こうが災害危険区域で家も建たない。全てそういうところがいっぱい出てきます。安渡赤浜、そのとき、今集まらなくなった、将来にわたって、例えば平成27年家を建てられると、そういうとき、今の上がってくる税収とその平成27年以降の税収どのくらいの開きがあると思えますか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤舘完成君） 大変申しわけありませんが、まだその辺の見通しを立てておりません。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 見通し立てていないのは、そういうことは実際わからない、誰も。

建てたい、建てたいって、建てないでいなくなる人間もいるかもわからないし、今でさえもうここは売っていなくなるんだという人も結構いるから、だけれども、ある程度シミュレーション、それこそつくっておかないと、町を運営していくのに税金ですよ。その税金が集まらないんだ。だから、何回も何回も今まで言ってきたけれども、家を建てさせるなら、土地は貸すんじゃなく売りつける方法を考えないと、将来にわたっての税金が上がらないんだよ。

それ懸念しているから聞くんだけど、早目に、例えば大体こんなくらいになるんじゃないかとか、ある程度の予想を立てもいいんじゃないですか。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） その町並み等の形成がどうなるかということ等を踏まえて、これからそういった作業に入りたいと思います。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 実際、こんな話してとっちめるわけじゃないけれども、町には大体2,100人住むとか、大体ある程度予想は立つと思うんだよ。

だから、なるべくなら、将来にわたっての平成27年以降どのくらいの税収がこのくらい出るのかなと、今の場合は大槌町の人口が1万3,000になって、さらにここに今大槌町に住んでいる人どのくらいかという1万人をとっくに割っていると。これが帰ってくる保障がない。そのときには、やっぱり税金が問題になってくるんですよ。

今の辺地債とか過疎債とかとそういうのを使っている状態でなくなってしまう。

それを懸念しているから聞くんですけど、もう一度お願いします。何とか将来にわたって、平成27年以降にわたってのどのくらいの税収が、どのくらいの人口でどのくらいの税収が上がって、町が運営できるか、ある程度シミュレーションしながら考えていただきたい。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） 金崎議員のおっしゃるとおりだと思います。

将来の町を運営していく場合どの程度の収入があつてということですが、今まだそういう段階か、その見通しができる段階ではございませんが、いずれにしても、今後区画整理あるいは防集等で計画しますし、それがどういう形の町をつくるかということについては、今度面的な部分についてはある程度の計画ができてはおりますが、その上でどういう町をつくるかと、そのことによって税収がどうなっていくかということになる

うかと思えます。

そういう意味では、今後今すぐあと何カ月後までにその見通しが立てられるというものではありませんが、いずれにしても、この町をつくっていく段階というか、過程の中で当然財源見通しというものを立てた上での行政運営が必要だということについては、全く金崎議員の考えと変わりありません。

そういう意味では、今後の課題だというふうに考えておりますし、できるだけ先の見通しを立てながら行政運営していきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 関連。見通し確かに大変だと思います。

ただ、大ざっぱに見ただけでもちゃんと町がここは住めないよ。非居住地、そこにどのぐらいの宅地面積があったか。ほとんど田畑はないんですが、宅地面積があったか。そういうところから見ていけば、もう栄町、須賀町、新町、末広の一部、大町の一部だとか、あるいはもう安渡地区はもう旧道の海側は全然もうだめだとか、大まかに何か出せるような気もするんですけども、そういうことで、やっぱりある程度のそういう見通しを立てながら、やっぱり進んでいかないと。その反面で新たに宅地造成していかなければならないわけですが、高台移転の問題だとか、よそにないような難しい問題を抱えているわけです。我が町は。

そういうことをある程度並行してやっていかないと、これはもう今いいですよ。いろいろな形で予算入ってきているから。これが5年後、10年後になっていったらば、とんでもない町になっていくんじゃないかなと。それを今考えているんですけども、担当課どうでしょう、今の。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） その防集で移転するところについては、当然住宅建てられませんから、それはそれなりの何ていうか評価は下がるだろうし、それはある程度見通しが立つかもしれませんが、区画整理等については、どういう町が出来るかによって、土地の評価が全く変わってくるということにもなります。

そういう面で、なかなかそういった見通しが今後町をつくりながらというか、どういう形の町をしていくかということによって、その土地の価格というか、固定資産の評価額等も変わってくるというふうに考えていますので、今ここでとって、計数的には出てくるかもしれませんが、それが本当にそうなのかということについては、町を

つくりながら考えていったほうがより正確な見通しが立つのかなというふうに、今の段階ではそういうふう感じていました。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、応援の方々含めて一生懸命取り組んでおられるわけですが、それでも、それで、いまだにかつて大槌町が海辺を区画整理やったんですよね。それが何十年たっても完成を見ないでいるわけ。一部。

だから、いかに復興とはいえ、要するに相手が人間ですから、いろいろな考えをお持ちの方がいっぱいいるわけですから、そういう中で、ある程度今金崎議員からも出ましたけれども、今言う町の将来の財政ということを一方で念頭に入れながらやっていかないと、大変な結果になってはこれはみんな困るわけだから、その辺、担当課の人たち大変だと思うんですけれども、大まかでいいと思うんです。このぐらいもうなくなる。このぐらい今度はつくる予定だとかという、そういうものを町民にわかりやすく与えてくれば、町民も安心なさると思うんですけれども、どうでしょうか。担当課。

なければいいです。ということでお願いします。終わります。

○議長（阿部六平君） 進行します。

3 項軽自動車税。進行します。

4 項町たばこ税。（「進行」の声あり）

9 款地方交付税 1 項地方交付税。（「進行」の声あり）

11 款分担金及び負担金 2 項負担金。（「進行」の声あり）進行します。

12 款使用料及び手数料 2 項手数料。

10 ページお願いします。

13 款国庫支出金 1 項国庫負担金。（「進行」の声あり）進行します。

13 款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行します。

14 款県支出金 1 項県負担金。進行します。

2 項県補助金。進行します。

12 ページ、3 項委託金。

15 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

2 款財産売り払い収入。進行します。

16 款寄附金 1 項寄附金。進行します。

13 ページ、17 款繰入金 2 項基金繰入金。進行します。

18款繰越金1項繰越金。進行します。

19款諸収入1項延滞金加算金及び過料。進行します。

4項雑入。

14ページ、3款歳出（「議長、19款の諸収入はいいですか」の声あり）特別、進行したものですから、どうぞ。

○10番（後藤高明君） 担当課にお尋ねしますが、一番最後の金属スクラップ売却収入という、金額8,000万円ですか、8,400万円ですか、ちょっとその辺詳しく説明してください。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） この金属スクラップは、今あちこちで荒分別で集めている金属、H鋼とか、あとはトタンとか、いろいろなそういう金属類を売り払ったお金でございます。

要するに、トン当たりの契約をしまして、その売り払い分を町がいただくという、そういうお金になります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） ちょっとここにはないんだけど、この間入札結果見たんだよね。ずっと。そうしたら、普通設計額だとか出ているでしょう。あれとこれ関係あるんでしょう。設計額何百万だかのがこんな数字になって、何だか倍率が八百何十倍とか何とかと言っていたけれども、この間の結果に。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） このスクラップの入札方法については、トン当たりの売り払い価格での入札です。

要するに、町で設定したトン当たりの売り払われるであろう想定したトン数に、お金に対して業者がそれに札を入れたと。そして、その中で一番高く買うところに決まった値段がこれになります。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、実は言うのやめようかなと思って、数字出てきたから言いますけれども、予定額が何か800万円か900万円だったんだよね。普通は設計額でしょう。それが売却した価格が何千万円にはね上がっているんですよ。

それで、何社が一体参入したかとか、そういうのも聞きたいと思っていたんです。と

ころが、世の中は、相場というのがあるんですよ。いいですか。日経なんか見るとたまにスクラップの国内価格だとか国際価格だというのは出ています。トン何ぼだかという。普通は、やっぱりこういう大金を扱うだけに、やっぱりちゃんとそういう世の中のそういう相場価格を把握した上でやっぱり入札すべきだと私は思っているんです。

これ、よその人たち見たら、これも新日鉄関係の人たちの間で話題になっているみたいだけれども、だからあえて私きょう出したんだけれども、そこで、まずお尋ねするのは、やっぱり世の中というのはそうだと思うの。特に、こういう関係で今スクラップ価格というのは、最高の高値なんですよ。船積み何ぼ出ています。新聞見ると。中国向け何ぼだとか、それで、800万円が、900万円が8,000万円にも化けるといって、そんな今のようない考えられないですか、そういうの。

悪く言えば、何かあるからこんなことしたんじゃないかなと、そう勘ぐる人もいるわけだ。ありませんと言ったって、だって数字が物語っているんだもの。

そこで、一体何社が入札に参加して、どこが落札というのか、ちょっとそこをお話ししてください。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 入札に参加したのは、今のとりましたクラモト自工さんと、それに付随する資源事業者、あとはそのほかに松村建設、あとは富士鉱業、あと1つちょっとあれですけども、今資料ありませんけれども、4社でした。

それで、要するにこれは一応町とすれば、ある設定した額以上に買っていただければありがたいというか、要するにこれは国庫に返すお金にはなります。

そして、瓦れきの処理の全体の処理事業費が軽減されると。

それで、いずれとって、再度確認しました。本当にこの金で売り払いというか、処理できますかというようなことで確認2回しております。

それで、これでできるということで契約した経緯があります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） このスクラップでもちょっと私も情報を得ておりました。

この金属スクラップと、それから上に廃棄自動車とありますけれども、金属スクラップのほうに自動車入っているんじゃないかなと思っていましたけれども、それから、廃棄自動車というのは、これは抹消した自動車を売るといって形じゃないのかなと思って見ていましたけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） そのとおりです。

やはり、登録番号等も焼けてわからないの等あります。そして、申告してもらって、それで来ない方については、ある期限を区切って町で処分すると。

あくまでもこの金属スクラップには車は入っておりません。また別にそれはそれで車1台分は幾らというような単価契約することになります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） そうですか。私は、このスクラップ分に自動車のスクラップも入っていたと思ったんですけども、それは別ということですね。はい、わかりました。

それで、廃棄自動車というか、まだ多分まだ使える自動車ということで売却ということになったと思うんですけども、被災した方々で自動車が欲しいという方々が結構あったわけですので、そういう形で入札か何かをとったのでしょうか。業者の入札ですか、個人の入札ですか。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） この廃棄の自動車については、当初最初のころ随意契約で一応自動車会社4社だったんですけども、そこに企業体の形で随契しました。

その後は入札方式でこの自動車の処分をしていただいた経緯があります。（「わかりました」の声あり）

○議長（阿部六平君） よろしいですね。（「はい」の声あり）進行します。

14ページ、歳出、2款総務費1項総務管理費。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 旧役場の解体あるいは残すのかについてお伺いしておきます。

検討委員会も終わったといえれば終わっただけですけども、結局結論が出ずに解体するか残すのかというような、そういう格好で終わったようですけども、我々もひとつの町民としていろいろな職員のOBの人たちあるいは町の声を見ると、残せという人たちが案外少ないんだよね。せめて10人あったら3人ぐらいそういう声があればいいかなという気持ちにもなるんだけど、ほとんど私の顔がそういう解体作業に向いているからなのか何だかわからないけれども、早く壊したほうがいいよというのが実情なんですよ。

だから、結局議会は議会なりに常任委員会に請願が上がったのを、いやそうじゃないということで、結局役場解体というような方向づけをした経過もありますけれども、町

長は、いつまでこういうちゅうちょというのか、やるならやるでも構わないだろうけれども、壊すなら壊す、残すなら残すとはっきりやっておかないと、我々はやっぱり心配するのは、さっき金崎議員も言っていましたけれども、これからのそれこそ大槌町の人口減、それこそ予算今は600億円だとか、そういうさまざまな交付金があるからとんでもない金でやる状態ですけれども、それこそ津波前で行くならば、人口1万四、五千くらいのときで大体50億円に、当初予算ですよ。そのぐらいに毛が生えたぐらいな、そういう予算の中でやってきた事実もあるし、また、自主財源が乏しいという、この大槌町で山崎町政時代にはいろいろな補助金を10%カットとか、そういうさまざまなことをやりながら乗り切ってきたわけですから、これを例えば検討委員会なら検討委員会で残せとなったときに、本気で残して、それに見合った維持管理をやっていけるかどうか。今の話じゃないんですよね。これから10年後たったときに本気でこれをしていけるのかなという、そういう心配しているから、我々も少子高齢化、さまざまな、とにかく金がない時代がいつかは来るはずですよ。そのときのことを考えたときには、思い切った行動もしておかないと、いつまでもいつまでもだらだらしていたのでは、今の釜石のほうの今の鶴住居のセンターは解体というような方向づけしたようなんですけれども、今実際的に残っているのはこの大槌町の役場だけです。

だから、この辺のところを議員の中でも残したほうが良いという人もあります。それなりに理屈があります。我々もそうです。人間ですから、感情の動物ですから、涙も出てくる思いもありますけれども、それでもある程度のところで決めておかないと、将来に逆にああ大変だなということを残すようなところがあるんだから、そのようなところを思い切った、ちゅうちょしないで、ある程度町民からの、検討委員会からの、議会からの声を聞いたときには決断すべき時期に来ているのではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

旧役場庁舎の検討につきましては、昨年の11月から検討委員会を立ち上げまして、11月、あと本年1月、2月と3回にわたり検討委員会を開催してまいりました。

本検討委員会につきましては、議会のほうからも議長、副議長に委員として、町民の代表としてご参加いただいでご議論いただいたところでございます。

あとは、本委員会につきましては、保存か解体か、一定の結論を出す場ではなくて、

さまざまな観点から多角的な議論を頂戴する場ということで位置づけてございます。

2月23日に最後の委員会を開催いたしまして、現在、町に対する報告書の作成の作業を行っております。そちらにつきましては、来週3月15日に委員長から町長のほうに提出いただく方向で今進めているところでございます。

その報告書につきましても一定の方向性に結論づけるということではなくて、これまでの3回にわたる議論、あとその間広報を通じて町民の皆様から頂戴したご意見等踏まえた形で、さまざまな意見がございましたので、そういったことをご紹介しながら、提言的なものも取り入れつつ、まとめたものでご提出いただくことで考えております。

その内容を踏まえつつ、3月末までに町としての結論を出すべく、その後庁内検討を進めていきたいと考えているところでございます。

あと、その保存か解体かの結論を決断するに当たりましては、現在の町を取り巻く状況、あと今後のまちづくりということで、先ほど議員のほうからお話ございましたが、人口減、その一方で定住交流、そういったさまざまな観点を総合的に勘案いたしまして、最終的に町長にご決断いただくということで考えております。

○議長（阿部六平君） 進行します。2項町税費。

進行します。15ページ、3款民生費1項社会福祉費。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この入浴施設なんですけれども、中止に至った経緯等をちょっとお聞きしたいと思います。これに関して、ちょっと隣町でも何かいろいろありましたもので。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ご案内のとおりでございますが、昨年6月の補正で予算をとらせていただいたところでございまして、その前には議会の全員協議会におきまして整備の計画といたしますか、考え方もお示しをさせていただいて、その上で議決をいただいた内容でございます。

当初は、場所といたしまして、寺野の触れ合い運動公園の一角ということで計画をさせていただきましたところでございますし、そういう形で議員の皆様にもご説明をさせていただいたところでございますが、その後ご案内のとおり、寺野地区につきましては、防災集団移転事業の移転先ということで、住宅地の整備の予定地ということになってございました。

ご案内のとおりでございますが、現在でも住宅地につきましては、用地の確保が難し

いという状況が続いておりまして、やはり優先するべき事項といたしましては、住宅地のほうだろうというのが一つございます。それが内部調整の結果でございます。

それからもう一方では、ほかのそれでは場所の確保ということで、さまざま町の内部でもほかの場所どこかないかということで探していたところでございますが、その中で、これは民間の株式会社、一般企業ということでございますが、実は同様の一般の住民向けの入浴施設のほうを考えているというところがございまして、その事業者さんとちょっと話し合いといいますか、調整をさせていただく中で、まだ決定ではございませんけれども、民間の施設でそういう動きがあるということになりますと、同種の事業が競合するということにもなりかねませんので、そういった段階で一旦本年度の事業につきましては、とめ置くということにしたところでございます。

また、今阿部議員のほうからお話ございました、3点目の山田町さんのお話だと思いますが、そこにつきましては、直接の影響はございません。ただ、同様に、入浴施設につきましては、非常にやはり運営上難しい点があるということは、十分承知をしているところでございますし、本年度これ10分の10の補助金県からいただくものでございますので、県のほうともその辺ご相談をさせていただきながら、本年度につきましては、一旦中止をさせていただきたいと。

翌年度以降といいますか、仕切り直しということで、個別に、そのままの形で計画をすることになるか、あるいはもし民間ベースで同様の事業ができましたらば、そこを支援するような、利用の進むような事業といいますか、そういった面を含めて翌年度以降で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。2項児童福祉費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 議長、これ私が聞きたい部分はちょっとずれますので、児童のためのということで、保育所ということで、保育所は今安渡保育所一つ残っております。その安渡保育所か安渡小学校から今度寺野のほうに移ります。いろいろなそれこそ寄附というか、援助をいただいて仮設であるが、そこに移動しますということの中で、将来的に安渡保育所というものは安渡の人たちが例えば安渡地区に欲しいですよ。言うならば、何言っているかということは、最後に残ったのは安渡という地名なんですよ。地名の保育所。今までいろいろな小鎚、金沢、大槌、浪板、それから赤浜児童館ですか、いろいろな町の施設に残った一番最後の安渡というものの大事さというものを私は認識するんですが、もしこの復興に関して安渡町民の方々が例えば安渡保育所だから仮設か

ら移動する場合安渡の場所につくってくださいという場合、どの場所がいいのかな。そういう、安渡町民の人はここですよ。例えば公民館の脇のほうにつくってほしいですよ。そうすれば安渡の皆さんがみんなでその保育所の子供たちを見守りますよと、そういう意見があった場合、どのようなお考えをしていますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 今お話ございましたとおり、安渡保育所が一応仮設という形で寺野のほうに移りますが、これはあくまでも仮設ということでございます。

今回震災の復興計画の中でもうたわせていただいているところでございますが、当然のことながら、被災をいたしました保育所につきましては、復旧を目指す。

その一方で、保育所の再編につきましてもあわせて計画をしていくということで、復興計画の中に盛り込ませていただいたところでございます。

これは、皆さん議員もご存じのことと思いますが、平成21年に町の保育所の再編計画というものを策定をいたしまして、議会のほうにもご説明をさせていただいているはずでございます。その中では、安渡保育所唯一の町立の保育所ということでございますが、平成23年度に民間のほうに委託をしていくという方向性を示させていただいているところでございます。

ただ、その計画につきましては、その後国のほうにおきまして、いわゆる保育所を含めました子育て関係の大きな制度改正があるということもございまして、一旦そこは保留をさせていただき、さらに、今回震災がございましたので、あわせて見直しが必要だという状況になってございます。

現在の復興計画の実施計画につきましては、平成23、24、25と、来年度までいわゆる復旧期ということで、実施計画を策定させていただいているところでございますが、いずれ平成25年度につきましては、見直しをするという内容になろうかというふうに思います。

その中で、保育所の再編計画につきましても再度見直しをさせていただきたいというふうに考えてございます。

その方向性と合わせまして、安渡保育所につきましてもどういった形が望ましいのかということを含めて、皆様のご意見を頂戴をいたしながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 議員おわかりでしょうかと言われると、わからないから聞いているだけの話で、私の勉強不足でございますが、私はいろいろな観点から保育所ということ、私の娘、子供も保育所出身でございます。普通の私立、いろいろな保育所にも子供たちいろいろなところに入れましたけれども、どれもいいです。いいですけども、乳幼児というものにかかわったとき、1人に対する保育所のこと、いろいろ町の手厚い、人に対してかなりあるようで、結構保育所というものは重宝されているということで、地元の方々の話いろいろこれから変えていく、いろいろな検討というか、そういう話出ていましたけれども、これ残してほしいという方々がまずあった場合なら、それも安渡の方々がいろいろな小学校もなくなり、子供たちに接する場もなくなったという状態もあるんです。

子供を見る母親、父親、じいちゃん、ばあちゃん、子供を見ていると、その顔というのは、ほほ笑ましくにこやかになっております。その意味からも大切な意味ということで、部長、そういう考え、また町当局も保育所再編という場合には、地域の言葉を聞きながらよろしくご配慮よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ただいまのお話ございましたとおり、実際安渡地区の皆様からも当課のほうにもそういう声はいただいているところでございます。

よくよくご相談をさせていただきながら進めたいと思いますし、ただ一方では、これもご案内のとおりということになろうかと思いますが、震災後の状況も含めまして、人口構造ですとか、やはり子供さんの数ですとか、そのあたりも変化はしているところでございます。そういったところも十分含みおきをいただきまして、住民の皆様の声にはきちんと耳を傾けながらご相談してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 被災して子供たちの元気な姿というのは、本当にみんな元気になります。今小松議員が言ったとおり、ずっと昔ですけども、米百俵という話がありました。子供たち、あと若い人たちを育てる、そういう大事なところもありますので、ぜひ地域の人たちに元気を与えるということも考えながら、今被災の中で大変な思いをしている人、子供たちは本当に力を与えますので、その辺考慮しながらよろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。進行します。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 今の保育所のことについて、平成21年度再編計画の際に私も携わった一人としてなんですけれども、余りにもこの震災後の、さっき部長答弁であった人口の減少、特に子供の減少ですが、小中一貫校もわかるとおり、保育所の平成25年度の4月1日の入所予定数、あと町内保育所だけではなくて、幼稚園の入園予定数等を見ると、著しいものがある。

現在公立的に残っているのが安渡保育所で、仮設復旧したわけなんですけれども、復旧のさせ方、復興事業の中で位置づけていくときに、今までの縦割り行政の保育所中心、だから子供だけというような対処方法ではなくて、常に今諸議員から出ているとおり、高齢者と子供たちというのはつないで、非常に太いきずながあります。目の前で子供たちが遊んでいる、にぎわいのところを高齢者が見るだけでも一つ光が見えていくんだと思いますけれども、今後のまちづくりで国が出している、きのうも介護保険の話が若干出ましたけれども、介護保険料に反映させずに済む方策も国の予算で平成24年度の追加補正で出ますから、そういうのもあわせながら、当面町が5年後、10年後のスパン、とりえず5年後、10年後を見据えたときにどういう配置がいいのか、それを町の負担ができるだけないようにしながら見ていって、またその次のことを考えていくというほうが今の復興を考えていくときにはベターな選択肢なんだろうと、そういうふうに思います。これは私見でございます。

都会のほうでは保育所が足りないということで住民運動が起こっています。逆に言ったら、その再編計画をもう一回再編計画をつくらなければならないのが大槌町ですので、そこら辺を検討しながら、再考いただきたいというふうに思います。よろしくどうぞ。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ただいまの芳賀議員からご指摘いただきましたのはそのとおりだと思います。既に子供さんだけの施策、高齢者だけの施策ということではなくて、せつかくという言い方は非常に語弊があるかもしれませんが、今こういう状況でございますので、復興のまちづくりの中で全体を通じて、やはり考えていくべきものというふうに思っておりますし、地域のコミュニティーづくりにもつながるものというふうに考えてございますので、その点配慮させていただきながら検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（阿部六平君） 岩崎松生君。

○11番（岩崎松生君） 議員の皆さんからは安渡の保育所のことについても随分心配して

もらって、地元から出ている議員としては本当にありがたいなと思います。

それで、安渡地区においてもやはり子供たちのなりわいといいますか、そういうところは学校がなくなった後、安渡地区というものはどうなっていくんだろうかということも地域の中でいろいろと話し合っています。

高齢者の関係、子供たちの関係、それらが一緒になってなりわいの町ができればいいなという考えで皆さんがいろいろと話し合いを持っております。

町の当局といたしましても、その辺学校というものがなくなった後のサポート、その辺をよく考えて、施設計画にも考えていただきたいなと、このように思いますが、その辺担当どこになりますか。

○議長（阿部六平君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木 彰君） いずれにしても、この復興については、先ほども私申し上げましたが、これからまさに地域をどういう形でつくっていくかというのは、これは地域の皆さんと相談をしながらつくっていくということになりますから、当然保育所の問題あるいは公民館、あるいは集会所等について、地域の皆さんと相談しながら町をつくっていくということになるかと思えます。

○議長（阿部六平君） 進行します。16ページ、4款衛生費1項保健衛生費。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 何かきのう議案第10号、ここで本当はお尋ねすればよかったんですが、インフルエンザ、いろいろ考えたんです。きょう質問するかどうかということ。ところが、やっぱり町民の方々の、これは意見も入っていますが、一見これを見ると感染症予防費ということで、幾らか予算が計上してあるわけですね。

それで、けさ説明ありました部局の廃止計画で見ますと、民生部の中に環境保全に関する事項というのがありますので、ちょっとタイミング悪いんですが、お考えいただきたいなと思って、これから意見を述べます。

1つは、何でインフルエンザ等の対策本部条例というのが制定されたかと、その趣旨についてちょっとお話をお願いします。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） きのうの条例の関係ということでよろしいでしょうか。

（「そうです」の声あり）

これは、昨日もご説明させていただいたところですが、国におきましては、特別対策の措置の法律ができたということでございます。

これはなぜできたかと申しますと、平成21年にいわゆる新型インフルエンザというものができましたし、また、病原性の高い鳥インフルエンザの人への感染ということも東南アジアでは既に人から人への感染ということも起こっています。

国内ではまだ感染例はございませんけれども、今後やっぱりそういう心配があるだろうと。

そうしたときに、適切にやはり対応する必要があるということで、さまざまな国におきましては政府の対策本部、県におきましては県の対策本部、町におきましてはその対策本部をつくるということでございます。

想定されますことが、平成21年もそうだったんですが、いわゆる感染者の方が非常にふえてまいりますと、予防接種はきちんとしなければなりませんし、医療施設の対応もきちんとしなければなりませんし、また、これも一つ話題になったことでございますけれども、皆さんがかり得るといことになりまして、例えば役場でいきますと役場の職員自体が休まなければならない事態が起きる。さまざまな企業さんのほうでも想定では4割ぐらいお休みにならなければならない従業員が出るのではないかというふうに言われておりますけれども、そうしますと、さまざまな社会経済活動が停滞をしてしまうということがございます。

そういったところの対策をしっかりとしましようということで法律ができたものでございますし、その法律の中で市町村も対策本部をきちんと設定をして対応するということでございます。

主には、市町村におきましては、予防接種の部分に対応するということになるかというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） どうもありがとうございます。

それで、町民が心配しているのは、大勢の人が集まる場所に医療機関があつていいのかなという、そういう心配をしているんですよ。というのは、実はこの間県立にお見舞いに行こうとしたらば、もうあれ先生前みたいに自由に入られないよと。そういう話から発展して行って、大槌町はとなったんです。大勢の人が集まる場所にそういう医療機関があつてはどうなんだべなという、固有名詞出すと後藤がこんなことを言ったとなると、大変だから固有名詞は出しません。私。

せっかく一方で国がそういう立派な法律ができていますよね。それを受けて、

やっぱり町当局にしても、ただ予防、予防と言っても、実際にそういう問題があるような場所が存在するということは、ちょっと矛盾するような気がするけれども、どうか、部長。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） おっしゃっている向きはよく理解をいたします。

例えばですが、病院によりましては、いわゆるインフルエンザと感染症の疑いのある方といいますか、そういう症状をお持ちになって受診される方につきましては、例えば入り口を別にするですとか、いわゆる区画を分けて対応しているところもございますが、町内ではなかなか今仮設の診療所で診療いただいているところが多うございますので、なかなか難しいところはあります。

ただ、受付の段階で症状なり状況をお聞きをいたしまして、マスクぐらいの今は対応しかできないのかもしれませんが、一応待合スペースを少し分けていただいて、マスクもきちんとしていただきながら、消毒の処理もしていただいておりますとか、そういう対応をしていただいているところがございますので、現状ですとそのあたりが限度かなというふうに思っております。一応配慮していただいているというふうには思っております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） こういう実態でわかるんですね。頑張っているわけですが、だから、今言うように、何か別な通路にならないのかなとか、結構町民は勝手なこと言うから、そういう話もされておりますし、これ困ったものだと思って受けとめていただきましたけれども、まずそういうこともあるんだということをまず町側も理解していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 県立病院が何とかあそこに決着ついてできると、非常にいいなと思っているけれども、釜石の県立病院、大槌の県立病院以前は大槌の県立病院に隔離病棟あったんですね。今後例えば釜石の県立病院が集中的に行くようになるんだけれども、そんなとき、例えば今感染症みたいなものがはやったとき、流行したとき、これはまさか緊急の患者も釜石のほうにという時代になってきた。大槌の小さくなった、60床かそこいらの病院をそういう方向にならないように、地元の人たちが行って治療していただけるように、前は大槌病院にはそういう病棟があったので、その辺はお願いしたい

ですが、どうですか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 確かに、前は県立大槌病院につきましては、感染症専用病棟だったところでございます。

県医療局の今の考え方でございますけれども、一般病床のみの整備を考えているということで、1月の19日に住民説明会をさせていただいたときには説明がございました。

ただ、そうは言いましても、今お話ございましたとおり、過去にこれまで大槌病院さんのほうで感染症の専用病棟があったということもございますので、そこは岩手県の医療局のほうでも十分にご理解をいただいておりますし、そういうご要望の声があるというところは聞いているところでございます。

そこも含めまして、県医療局のほうで今月末になろうかと思いますが、具体的な整備計画は決定をするということになろうかと思っておりますので、そういう意味でご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。2項清掃費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 清掃費のところでお尋ねをします。

今現在瓦れきの処理を行っているわけです。それで、広域処理ということで、大槌町の瓦れきも東京都であったり、他の自治体のところに運ばれているわけです。

それで、今回は震災ということもあるからでしょうけれども、震災以前のこの瓦れき処理の単価と現在の処理単価の違いがもしおわかりであれば、お答えを願いたいんですが。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 実は、NHKの報道等で当初この沿岸部というか、被災3県でトップということで、その後精査しました。それで、今現在町のほうの現在の単価は、やはり7万6,000円ぐらいの試算だったと思います。当初は。

それで、現在は今の推定トン数からすれば約7万9,000円ぐらいの試算になっています。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この試算は、今回の震災を受けて試算した形だと思うのですが、ただ一方では、この瓦れきにかかわる、こっちから東京まで持っていくわけですから、かなりの高い単価になっているだろうと。通常の何倍もの料金になっているのでは

かという内容のものもあります。

その中で、今現在大槌町から運び出している業者がもしわかっていたら教えていただきたいと思います。これ何で聞くかということ、実はいろいろなところでこの瓦れき処理のトラックを見かけるんですが、何々、例えば建設とか、何々何とかという、会社名の入ったトラックがなかなか見受けられない。何か看板をあえて隠しているのかなというようにトラックが動いているように見えるので、あえてお尋ねするところです。

○議長（阿部六平君） 地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 瓦れきの今搬出先は、今主に東京都、あと県内は試験焼却と一部焼却、実際の焼却もありますが、本当に少ない量です。今東京都が一番多くて、1日200トンくらいかなと思っています。

それが一応大体コンテナで当初は4台くらいが往復して、盛岡の貨物ターミナルまで運んでいました。

それで、これ実際これは委託はあくまでも県の委託、全て委託になっていますので、今業者がどうというのは、ちょっと確認できません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） わかりました。県の委託というところで、一部の週刊誌等に書かれていたりするのが、本当にこの瓦れき処理に当たっては誰のきずななんだという話がありまして、実は大槌町から運ばれている、東京都に持っていっているものを請け負っている業者は、実は東電の九十何%かの出資のある子会社が請け負っているという話を耳にしたので、えというふうに私も思って、今もし業者名がわかればということで、把握しているのであればと思って質問したんですが、本当に何か税金の正しい使い方みたいな形を考えると、どうなんだろうという部分もあって質問させていただきました。

ただ、今後いろいろな形で瓦れきかかわらず、工事にかかわっているいろいろなものが出てくると思うんですが、本当に税金の使われ方は正しい使われ方をするように、ぜひ各担当課は精査していただきたいなというふうに思いますので、お願いをして終わっておきます。以上です。

○議長（阿部六平君） 進行します。5款労働費1項労働諸費。進行します。

17ページ、6款農林水産業費1項農業費。進行します。

2項林業費。後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 新山のことをお尋ねしていいですか。新山について。

牧草の処理のことについて、あと今何だか除染されたほだ木もどうのこうのという話も聞こえてくるものですから、新山は、小鍬川流域の水源なんですよ。私言うまでもなくて。かつて、とんでもない人たちが（不規則発言あり）じゃ、午後にやりますか。

それで、かつては生ごみ投げたり、ところが全部下流のこの辺の人たちは井戸水飲んでるわけですよ。何年かかってくるかわからないですけども、それで何か話聞くと、セシウム汚染された牧草を何か新山に埋めるというのか、保管ですか、埋めていたの。その辺の処理の仕方お聞きしたいと思いまし、あと今言われたように、何かシイタケのほだ木も新山に持っていくとか何とかという話も聞こえてくるものですから、そういう場所にされてはちょっと困るなと思って聞いているんですけども、その辺どうでしょうか。情報が入っていませんか。担当課。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 今新山というお話があったんですが、実はほだ木の関係です。ほだ木につきましては、町内の大槌管内、金沢管内、小鍬方面も全て焼却することで国、県のほうから指定されております。

予算でも今年度の予算、あと当初予算でも計上しておるんですが、最終的にはこれは焼却炉のほうに持って行って処分する形にはなるんですが、今ご存じのとおり、清掃事業所、清掃センター自体がなかなか震災絡みの瓦れき等の処理の関係で、ほだ木の処理についてはまだ今受けられないという状況もあって、一応便宜上一時保管場所として小鍬新山方面を検討しております。

一応、まず新山については、実はこのとおりでまだ頂上まではどうか、新山までは行けない状態でございますので、一旦小鍬の土地を空き地を一時保管場所として設置してございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） それで、ちょっと閉伊川の話はこの間いろいろ説明受けましたけれども、除染除染と言いますけれども、山は全然除染されていないんですよ。そこから流れ出る水によって、要するに川にいる魚まで汚染されて、それが今閉伊川でも問題になっているみたいです。時間とともに流れてくるから、それは大槌も当てはまるわけですよ。

その上に、さらにそういう汚染された牧草だとか、焼くと言えばいいですけども、今度灰もあるんでしょう、焼けば。焼いた灰。ただ捨てるわけにいかないでしょう、灰。

何か濃縮されているんでしょう、セシウムが。焼けば。

そういう問題等もろもろあるみたいですが、ちょっとその新山については、やっぱり真剣に考えていただきたいと思います。そんなところです。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この放射能関係のことで、南部広域の中でちょっと雑談的に話したことがございますけれども、福島県飯館でセルロース、牧草を初め木材全部セルロースでできておりますけれども、これを発酵させてアルコールをつくって、その際に放射能と何か分離するような話も出て、研究中という話が報道されて、それをちょっともうちょっと確認したり見たりしたいな。もしそれがうまくいけば、この当町でもそういう処理ができるんじゃないかなと。

そういう考えを持っていますので、いろいろな科学的な、今進歩しておりますので、そういうのにも十分注意しながら、今後の処理を考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。

1時30分まで休憩します。

休 憩

午後0時08分

○

再 開

午後1時30分

○議長（阿部六平君） 再開します。

税務会計課長。

○税務会計課長（澤館完成君） それでは、午前中、野崎議員のほうからご質問がありまして、保留にしておきました件についてご報告申し上げます。

本件につきましては、横浜市の独立行政法人海洋研究開発機構が所有する新生丸という船であります。

船舶の船籍につきましては、大槌町にあるということがございますけれども、年間を通じまして大槌町に寄港するのは7日から10日間という計画であります。

なお、固定資産税、償却資産でございますけれども、船舶の申告につきましては、主たる定係場、これは係留する場所、または定置場所在の市町村に行くこととなっております。

よって、この船が大槌町船籍ではありますが、ここに申告するということにはならな

いかと思います。以上でございます。

○議長（阿部六平君） 進行します。3項水産業費。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 今の船のことで、それに関係してやったんですけれども、きのう漁業関係者とお話しすることがありまして、それで、今町内には大きな船というか、遠洋、沿岸の船がないわけなんですけれども、200トンクラスの漁船が接岸し、荷揚げをしようとするほうに連絡とったんですけれども、町のほうで対応できないために県と連絡をとったり、あと漁業関係者同士で連絡をとって接岸し、荷揚げをしたというお話を聞きました。

それで、この200トンクラスの船が町に入るということは、いろいろな面で活性化にもなります。そして、この船主の方が例え二、三百万円金がかかってもいいから、この町を復興のためとして応援したいという、こういうお話をしていましたので、大変ありがたいことだなと思いました。

ですが、この200トンの船が接岸するというのは、大変危険が伴う状況です。湾内が、港がちゃんとできていないし、また、湾内に瓦れきとか、そういうのもあるので、それを早く直してほしいということをおっしゃっています。

それで、今後ともそういう船が多数入れるように、港湾の整備、急いでほしいと思います。

また、先ほどの新生丸、この船は、1,600トン、長さが66メートルで大槌町を母港とするということで、大変喜んでおりましたけれども、係留が1週間程度ということなんですけれども、そういうことなんですけれども、この現状では船が入ってこれないんじゃないかなと、そういう心配もしております。

町としては、その係留とか、それからこの船の接岸できる場所、そういう計画についてどのようになっているか、進捗、港湾の整備、どのようになっているか、ちょっとお聞きします。

○議長（阿部六平君） 総合政策部長。

○総合政策部長（澤田彰弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

海洋研究開発機構の今度の船でございますが、先日進水式を行いまして、さらに内装等の整備を今行っております、本格的には秋口ぐらいからの本格的な実質的な完成と伺っております。

その後、実際に調査活動を行うわけでございますが、現状におきまして大槌港まだ復

興整備中ということでございますので、その中で具体的にどういった場所にどういった形で係留するのか、管理者であります県の振興局のほうとこれから詰めを行っていきまして、きちんと停泊していただけるような環境整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 私は、大学が赤浜にあるので、あそこら近辺にその船が入るような港を整備するのかなという感じもしましたんですけれども、トン数が1,600トン、今現在200トンがぎりぎり接岸できるかできないかという状況でありますので、これは大変かなと思っていました。

それから、あそこの弁天島付近といいますか、蓬莱島といいますか、あそこは伏流水というか、水が湧いているようなんですよ。そして、大したアサリがとれる漁場ということもありますので、その辺十分考慮しながら港の整備をしていただきたいと思います。よろしく。意見です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 定置網のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、サケの漁が終わって、どのぐらい水揚げがあったか。

また、以前と比較してどのぐらいの差異があるか、これを聞きたいと。

あとそれから、育てる漁業でウニ、アワビ、これが津波後津波前からどのぐらいの漁獲があって、どのぐらいの差異が出ているか。これを聞きたいと思います。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） サケにつきましては、実は震災前から半減しました。

実は、ご存じのとおり、定置網が4カ統あったものが1カ統しか稼動してございませんので、それとあと、これについては、当町だけではなくて他県も日本全体でございますけれども、日本全体でございますけれども、平成24年度については不漁でございました。

それから、アワビにつきましては、数字的にはアワビのほうにつきましては、震災前の比較して、平成22年度と比較しますと大槌吉里吉里で水揚げ水量で約今までは10トンくらいあったものが平成24年度につきましては、6トン弱でございました。金額で9,000万円ほどの平成22年度はあったんですが、これについても4,000万円ほどで、半減といいますか、落ちております。

アワビにつきましては、実は種苗の放流についても今のところ2年間まだしてござい

ませんので、今後についてもまだちょっと厳しいのかなという情報入っております。

それから、ウニにつきましては、震災前で6トンほど数量があったんですが、平成24年度については2トン弱でございました。金額で4,000万円ほど前あったのが2,000万円ほどと、やはり半減してございます。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 当然ながら、この津波があつて、ウニ、アワビの漁獲というのは当然減っていると。

また、組合員の数も激減しているし、当然水揚げというのは少なくなるのは予測されましたけれども、今後大槌町として指導的立場をとって、本当は私はこの津波後このアワビの水揚げとか、ウニの水揚げというのは、本当は当部とも話をしながら、本当は何年間か休むべきだったと思うんですよ。それが行政として指導的立場と私が言っているんですよ。前々から。それがなされずに、この2年間とってきたと。

今後大槌町のこの第1次産業のこの海の漁獲というのがどのようになっていくのか。確かに零細漁民から見れば、確かな少しだけの金額であろうと本当にとれたいと、それはわかります。買ったほうではこれではとても観光にできないと言ったそうです。大槌は今度何をとるんだと。そこまで言われて、行政の指導的、そういうことは本当は余り言いたくないんだけど、本当はそれを黙ってみすみすとらせてきたということは、ある程度責任があると思いますよ。

ここの産業というのは、海が一番だもの。何言っても。その漁業が将来に向かって何もなくなっていく。ましてや、吉里吉里のほうでは来年は一回とったらやめるかと、そういう話まで出たそうです。

ウニの稚貝もアワビの稚貝も放流していませんよ。もう少し行政のほうがもっと組合に入り込んでいって、そして、将来のことを考えながら、膝を交えてじっくりと案を練ったらどうですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 金崎議員おっしゃるとおり、確かに震災直後アワビ等についての捕獲することについては、実は旧漁協の中でも保留をするという意見もあったというふうには聞いております。

ただ、実際には漁業者の立場からすれば、一番収入が得られる、直近で収入が得られるということもありまして、なかなかほかの漁協との関連もあつて、休むということは

至らなかったというふうに。その際にはいろいろ漁協の関係者とも町のほうでいろいろ入って協議の場には入ってございます。

今後につきましては、特にサケの放流だけじゃなくて、アワビ、ウニについては、県のほうの種苗生産施設、種市と大船渡のほうの生産施設が改修が進んでいるということでもありますので、今後その放流等が可能になった際には、町と漁協とさらにまた業者業者も交えて今後の計画については考えていきたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 何回も聞きたいけれども、3回目で終わりです。

この今のアワビのことはいいですけども、定置網、サケ終わって、震災が来る前は夏網もせつかく町からの補助金の導入で夏網起こして、魚も海流が変わったんだか、魚も入ってきたと。そういう経緯だったんだけれども、この夏網に関してどのように考えていますか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 夏網については、ご存じのとおり、震災前については買い受け人組合とか、商工業の方々からの一応要望もありまして、町のほうからも幾分か補助を支出しまして、夏網定置の開設はしてございました。

ただ、今の状況については、定置自体がそもそも1カ統しか動いていないということで、夏網定置についてはちょっと保留しております。

ただ、一応漁協につきましては、実は県内の漁協の中では各漁協とも定置については、ほとんどの漁協全部去年の分が赤字であったんですが、大槌町につきましては、頑張る漁業の定置部門についても実は加入してございまして、その赤字補填についても一応国のほうから支援が受けられている状況でございますので、今後夏網定置を含めたものについては、いろいろ検討、漁協と一応検討してまいりたいと思えます。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 漁業の振興で200トンクラスの船が早く入るよということ、先ほどお話ししました。この200トンクラスの船が入ることによって、町内の飲食業なんか結構息を吹き返すというか、元気になってくる船のトン数であります。

それで、この湾口整備と、それから湾内にまだ瓦れきがいっぱいあることによって、船の航行に支障を来す、あと危険だという声が出ておりますけれども、町では県に対してこの湾口整備とか、そういう瓦れき処理についてどのような働きかけをやっておるの

か、ちょっとお聞きします。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 湾内の瓦れきについては、実際養殖をされている方々からまだ残っているというご意見がありまして、それを踏まえて、県、こちらでいけば県の沿岸広域振興局の水産部のほうを通じて、さらに瓦れきのほうの処理についての検討をお願いしております。

それから、湾口、漁港の工事の関係は、ご存じのとおり、漁港につきましては、大槌のほうの吉里吉里、大槌漁港それぞれ県のほうの管理にはなっておりますが、その附帯する復旧については、あくまでも従前の漁港の復旧が第一ということではあるんですが、内容については、町のほうとその都度協議してございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） 私は、ちょっと視点を変えて、また確認事項で確認いたします。

昨年の9月議会の中で漁協というものに対しては、多大な補助とかいろいろな支援があったということのほか、漁協の組合員なる者、言うならば個人でこれをしている人たちに対していろいろな補助、つまりあったのは、船、それから動力となる船外機ということで、それが10分の1で買えたり、そのほか、漁具というものに補助をというものの支援というものはないけれどもという質問をしたはずなんです。

その中で、今この水産業費の中の水産経営基盤復旧支援事業補助金とありますが、これは私が言っていた部分のお金に相当するものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 小松議員からさきの議会でご質問があった個人の漁業者の支援の関係ですが、実は漁協を通して、また漁業者からも直接お話を聞いたところ、漁具というか、ロープがとりあえず欲しいという話はされました。

それから、ただ取りまとめについては、漁協とも協議をしたんですが、実際にその後の話としては、漁具よりも倉庫、個人ごとの倉庫と作業所の箱物について極力町のほうで国、県の補助を導入しながら設置できないだろうかというご意見がございました。

それにつきましては、新年度予算の中で国のほう、県の予算の中でそれについては、例の9分の8の補助金の中で検討できますので、それについては振興局のほうとは内容については説明してございます。

今回の予算の中にございます、この経営基盤というものは、ちょっと名前が紛らわし

いですが、これは実際養殖の施設に対する、施設自体に対する補助金の調整でございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） わかりました。

まず、漁協を通して個人の漁業者に対しては、施設ということ、その施設についても例えば白石部分と赤浜は研究所の近くにつくるとかと、そういう方向性のものはある程度聞いてあります。

その方向性をというより、それで納得したと。言うならば漁民の方々がその箱物、言うならば作業場ですよ。作業場で納得したということで捉えていいんでしょうね。確認ですよ。

10人いれば十人十色と言いますので、だけれども、10人のうち6人が箱物でいいよということを言われているんだったら、それを私は箱物でいいと。ただ、4人のほうをとったのだなという話じゃなく、多い民主主義というか、その数で、数という言い方はおかしいな。多数決でそうなったということでよろしいですか。

○議長（阿部六平君） 農林水産課長。

○農林水産課長（阿部幸一郎君） 個別の漁業者の声も漁協を通してだけじゃなくて、漁業者の個別の意見も聞いてございますが、今後さらに膝を交えていろいろ個人、個人の意見も聞いた上でもう一度再確認した上で今後の方針について検討してまいります。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） わかりました。

課長、責めて私言っているわけではなくて、聞かれる、ここにいる町会議員の方々、道歩けばしゃべられます。どうなっているんだと。この前も言ったんだけど、俺の話はどう通っているんだと。そのときのために、箱物に変わりましたよとか、そういう意見ということで、やっぱりそのとき前に聞いていたら、そのとき教えていてもらえれば、私もここにわざわざ立たなくてもよかったです。そのところ、今後よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今小松議員が言っていたのは、そのとおりのことで、私も幾人かに言われました。確かに船の船外機は手に入ったんだけど、箱物のことを言われたんです。いや、漁具が流されたので、漁具の補償がなくてしょうがないと。今動いてい

る人たちが確かに養殖の人たちも動いているけれども、一般漁船員、漁船漁業やっている人たちが動いているわけだ。

その人たちに、役所と町長が来てから話し合いもってくれるというから、何とか話を聞く人だから、お願いして、やっぱり一般の漁船の漁具について話出して、そうしたら、「話をしているべか」と、いやいや話をしてから直接訴えたほうがいいよと。

私も何とか物になるんじゃないかと思って、何でもいいけれども、とにかく今一生懸命動いている人たちで少しでも水揚げを多くしてもらうように、何とかそういう漁船、漁具のほうを手に入るように、何とか協力していただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長（阿部六平君） 進行します。7款商工費1項商工費。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） じゃ、商工費というところの両方に関連あるので、まず1点目から質問させていただきます。

皆さんもお気づきだと思うんですが、ここの役場の入り口のところにサケの入った大槌町という、大きなポスターが飾られております。実は、新幹線、新花巻駅、あそこの中に各市町村の展示ブースがあるわけです。大槌町もあります。あれを私が目にしたときに大変がっかりしたわけです。かなり以前に展示したまま、色あせて、全然あれでは大槌町をPRするせっかくのブースがもったいないなど。ぜひこれを何とか新しく更新できないものかなと。

今ちょうどこの震災あって、多くの人が新花巻の駅を使って乗りおりしているわけです。そのときに、あそこに皆さん足を運んで見るわけです。そのときに大槌町だけが余りにも見すばらしい状態のままなわけです。

ぜひ、どうなんでしょう。その辺気づいておられましたか。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 正直申し上げて、私個人的にはちょっと認識がございませんでした。

今議員のほうからご指摘ありました件につきましては、早急にその対応等を諮って対応してまいります。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） せっかくのあの宣伝できる場所ですので、ぜひやってほしいというふうに思います。

それから次に、今この震災を受けて他の自治体のところで大槌町を支援をしたい、例えば五城目町であったりとか、大仙市であったりとか、いろいろなところから声が上がっております。ただ、こちらの受ける側の体制がなかなか整わないということもあり、なかなかそこの産業の部分でつながることができないでいるわけですが、この辺を今後どのように大槌町は他の支援をしたいという自治体とつながっていくつもりがあるのかなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 商工労政課長。

○商工労政課長（三浦大介君） 物産関係につきましては、やはりいろいろな派遣の職員の出身の自治体とか、あとは瓦れき関係とか、今までいろいろな面で関係を持たれた全国の各市町村さんのほうから物資関係等の支援をしたいということで、連絡を受けているのも事実でございます。

ただし、今現在大槌町観光協会自体が実は休止状態の状況でございます、物産関係の対応を当課のほうで対応しているという現状でございます。

全てに対応できればそのとおりなんです、今現在は、まずその中でも限られた中で直接職員が対応できるものは直接職員が出向いたり、また、それができない場合、交付金事業等の効果促進の部分を活用させていただきまして、委託をかけまして、例えば漁協婦人部のほうに行ってもらおうとか、そういった形で一応今の現在のできる範囲の中ではどうにかやりくりをしているというふうには考えております。

ただ、このままでいいとは決して思っておりませんので、来年度、当初予算にも計上してございますが、観光アクションプラン、観光だけではなく、観光物産になるわけですが、その辺の整理立て、観光協会の休止も含めてなんです、そのあり方等も含めまして、検討といいますか、そのあり方を詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） ぜひせっかく他の自治体から大槌町に支援もしたいし、今後も継続して互いにつながっていきたいという思いもあって、向こうからアクションを起こしていただいているわけです。

ぜひ担当課だけじゃなくて、町長みずからも他の自治体と手を結ぶという考え方のもとに、ぜひ今後つき合いを広げていってほしいなというふうに思います。町長、ぜひお願いだけじゃなくて、当町からも受けるだけではなくて、当町からもお願いをするとい

う形を持っていければいいなというふうに私は考えるんですが、町長はいかがお考えか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 先ほど来質問の趣旨のとおり、全国から大変支援をいただいて、そして大槌町を何とかさまざまな視点から支援をしたいという申し出があります。

先ほど担当課長のほうから申しましたとおり、なかなかそれに応え切れていない部分があるわけですが、その辺のところをこれから復旧・復興がなされる段階で徐々にではありますが、秋田県、静岡県あるいは新潟県とか、各方面からいろいろな姉妹都市提携等の話も出てきております。

いずれ、予算をやりくりしながら、町ができないものであれば、民間の方々に行ってもらうだとか、そういった交流を深めていきたいなど。そう思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。8款土木費2項道路橋梁費。小松則明君。

○7番（小松則明君） 議長、道路橋梁費と8款ということで聞いてもよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 都市計画費まで行きます。

○7番（小松則明君） これ、商工費とそれこそ都市計画ということで、どちらにもお尋ねいたします。

まず、人口的に大槌町というのはまちづくりに対して、例えば在の方面にも人口がふえました。ふえましたって、現在ふえている最中です。その中で、まちづくりに関してですが、商工の地域、言うなれば、まちづくりの一環のテナントとかそういうのもあるんですけども、在という言い方はおかしいですけども、ちょっと町から外れた地域の方々の、在でいいですか。じゃ、在の方々のそこに住んだ方々は、若い人だけじゃないです。年のいった方々もおります。その人の、おばあちゃん、おじいちゃんと言いますけれども、買い物ですよ。買い物をする場所が欲しいと。歩くたびにここに何か店で何でも売っているところあればいいがなど。足が痛くても、そのばあちゃんの言葉、「すねが痛くても」と言うんですけども、行きたいなど。俺車っこで押して行けるところないべかという言い方を言われました。

やっぱり大槌町は老人に優しい町であってほしいと私思っております。

どうでしょうか。例えば大ケロ、三枚堂ありますけれども、大ケロの場合は、低層住宅という絡みがありますね。そういう法の。そういうことも網を取り払うということの言い方はちょっとおかしいですけども、その一部分を取り払って、そこに例えばち

よこつとしたテナントというか、買い物をする場所はつくれないでしょうか。（「そうだ、そのとおりだ」の声あり）

そういう、また方向を考えられないでしょうか。いかがですか。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 今小松議員の質問の中で用途の部分についてだけお答えいたします。

用途の部分の規制の緩和ということでありまして、一般であれば、これは国土交通大臣の許可ということで、大分ハードルは高いものであり、都市計画決定を変更するというのもかなり難しいと。

ただ、今回の特区法の中の復興推進計画の中で緩和についても取り扱えるようになりましたので、そういったある程度の具体的な動きがあれば、そういった形で大槌町で復興推進計画をつくりまして、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） これは前進ですよ。本当に議員の助けもあったせいともわかりませんが、やっぱり優しい町というのをどうせつくるんだとしたら、これがつまり老人たちの健康のもとにもなるし、情報交換の場所、これはそれこそ民生のほうにもかかわっていくと思います。店に行けばばあちゃんとじいちゃんが行き会って、結婚は別だけれども、いろいろな情報交換もできる。そういうことができれば和気あいあいという、心が豊かになり、また健康にも増進になるんじゃないかという意味で、前向きに検討という言葉は使いません。前向きに進んでください。よろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 進行します。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 進行を妨げるようではうまくないですけども、昨年町長初め皆さんで釜石、仙台、そして東京と陳情に出かけました。これは新しい今の町長を迎えて大槌町をコンパクトの町につくり変えるんだと。それで、この大ケロ三枚堂線を何とか物にして、町の将来のことをやらなきゃならないというので、みんなで歩いたと。そして、それなりに成果があったと思います。

でも、ここで町長にお聞きしたいのは、今後この取り組みをどのようにまたさらに進めていくかお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今回政権が変わったわけでございます。可能であれば、年度内に

さまざまな行動を移したい、そういう思いでございますが、なかなか日程が合わないところもありますが、今いろいろな方々のご支援を受けて、そういった日程をいろいろ調整させていただいているところでございます。

したがって、これからやはり議会、そして当局が一体となった、そういう取り組みが大事ではないか、そのように思っておりますので、今後ともご協力をお願いしたいと、このように思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） ぜひまたみんなで応援したいと思います。

そこで、今感じているのは、もしもなかなか思うようにいかないんだと。そして、さらにこの大槌町の復興のためには土盛りをしなければならないと。碎石を持ってこなければならぬと。そのとき、この道路、命の道路だと言った人もおります。確かにそのとおりだと思います。この道路を何とか物にして、この山から出した碎石でこの土盛りをすとか、そうすれば、この間の話じゃないですけども、何も山田のああい真砂を持ってくることもないし、きちんとした固い石で土盛りもできると。そういう方向から考えたとき、思い切って、ぜひ財政の課長のほうから話聞いたんですけども、今の過疎債というものがまだ使える分があると。この際思い切ってもそれが可能であれば、そのお金をつぎ込むことがあってもいち早くこの道路を物にして、埋め立てにも利用したほうがいいんじゃないでしょうか。どうですか。町長。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 私とすれば、やはり将来に幾ら過疎債といっても負担を残すようなことではなくて、あくまでも町として国の支援による補助金等で何とかお願いしたいと、そういう立場で今のところ進めたいという考えであります。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 確かに私も公債比率とか何か、そういうのからいけば、確かに借金も余りつくらない、つくってはだめだと。財政のほうとも話ししたら、いや過疎債だから、今この復興に携わったお金というのを使っていくしかないんじゃないかという話はしました。

でも、本当に早い大槌町の発展を考えたときに、まずそういう陳情して、これが本当にすぐできるものならそれでもいいですけども、それができないものであれば、もうここで碓川町長の独断で町のためなんだと、思い切った施策を講じてもいいんじゃない

かなと、そう思って質問するものです。3回目です。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） やはり、過疎債というのも全国的な枠があるわけでございますので、そして、過疎債でこれから復興後にいろいろな事業もやらなければならない、それは、震災前、過疎計画90億円の予算を計画を立てたわけですが、それぐらい必要な事業があるわけでございます。

したがって、そこに今トンネルに向けるというのは、なかなかこれはできないところもあるわけですが、いずれ要望活動をしっかり、皆さんとお願いしてまいりたいと、このように思っております。（「よろしく願います」の声あり）

○議長（阿部六平君） 5項住宅費。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） それでは、崖地等の危険移転補助金についてお聞きします。

こちらの部分、住宅未着工未契約というところで最初に当局、役場のほうに相談してくださいという流れかと思うんですけども、震災からもう2年たとうとしております。住宅ももう着工している方々もいらっしゃいますけれども、もう着工完成された方々に対しての手だてというものはないものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 復興推進室長。

○復興推進室長（那須 智君） 三浦議員の質問にお答えいたします。

崖地近接等危険住宅移転事業補助金ですけれども、これはいわゆる今回の東日本大震災に対応したものではありませんで、今までの土石流等においても全て使われてくるというものですので、あくまでも指定後でなければ使えないということで、これについては、その原則を外すことはできません。

ただ、今ちょっと県のほうからですけれども、今回の被災者支援の基金の上乗せ、国のほうでは今回補正予算組まれまして、岩手県には521億円、大槌町にもそれなりの額が来るということで、その基金の運用に関しまして、一つ国のほうから言われているのが崖地近接の対象者あるいは防災集団移転事業の対象、いわゆる災害危険区域のそういった支援ができる方々以外の支援に使いなさいというような形で来ていますので、その中で今の遡及についても検討しています。

額については同じになるかと、それはまだあれですけれども、そういったものは検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） ありがとうございます。

やはり、震災から2年たたれているということで、早い方はもう住宅再建使われて、されているのでそういった支援ありますと、ありがたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。20ページ、9款消防費1項消防費。芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 防災費のほうでちょっと伺います。

9月の一般質問のときに町内の防災計画の再編についてと質問したときに、3月末までには策定をするという答弁をいただいたと思いますが、ここにマイナス計上にあるということは、できかねたのでマイナスなのかということと、そうなのであれば、いつごろまでにつくる予定があるかということについてお答えください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） ご指摘のとおりであります。本年度中ということで計画をしておりました。その前提は、県がまとめます浸水域というのがございまして、その浸水域ができたところで、それに沿った形での防災計画をつくるということになっておりました。

あわせて、ハザードマップも一緒につくるという形で考えておりましたけれども、県における浸水想定域がずれ込んで平成25年度に入るといようなことがありますので、それを踏まえながら、来年度中には進めてまいりたいと思います。

また、やはり今のまちづくりが進む中で、きちんと町に合ったような、そういうそういう防災計画をつくるということになりますので、やはりワークショップを中心とした形での防災計画をつくってまいりたいと思いますし、やはり庁内においても各部署がきちんと防災計画をしっかり理解するような、そういう取り組みをしながら、早急な形でまとめてまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 県の作業も滞っているということについては、新聞等々でも出ていましたので、それは了解していますけれども、やはりこれだけの被災を受けてもう丸2年たつわけですから、その県がまとめ上げたものを準用するものもある程度あるでしょうけれども、例えば町内における避難所の再編であるとか、福祉避難所、要は災害弱者と呼ばれる方々の避難先について、あと、この間の津波注意報でも時間も長かったこともあって、学校に避難した方については、学校に何の備蓄もなかったという問題等々がいろいろ出てきているわけですね。この1年間の中でも。

それら、町独自の課題も多いと思いますので、やっぱり関係者を集めて、ちゃんと意見徴収をして、県のもものが来たら県のもものをプラスするというだけでもいいと思いますけれども、県のものに大槌町のもものがどの程度組み込まれているかも甚だ疑問なところがありますので、いずれ町内の方々が次の津波注意報、津波注意報の概念もきのうかおとといから変わりました、1メートル弱は津波注意報というようなことなので、今までのように、津波注意報イコール即避難ということにはならないと思いますけれども、それらの周知徹底も含めながらやっていかないと、津波注意報が出る。警報はもう逃げなくてはいけないんですけれども、注意喚起を促すものでももう皆さんが著しく避難行動が始まってしまうと、この間も渋滞になったとか、車がストップしたということがあるわけですよ。そうすれば、そんなに避難行動に移らなくてもいいのに、車が渋滞するということは、2次災害で事故の問題があったりしていきますので、やはり平成25年度内ということでなくて、早急に町内のもものはきちんと取りまとめてやっていただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘のとおりですので、早急にという部分では決して平成25年ぎりぎりということではなくて、平成24年度のこの部分からでもきちんと対応させていただきたいと思います。

とにかく、やはり今言われましたとおり、注意喚起のところでもかなり津波注意報であっても意識が高くて、逃げる方々がいらっしゃいます。その部分からすれば、きちんと防災計画をつくって、それが周知徹底できるような形で取り組んでまいりたいと、こう思います。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） これ5日の一般質問でも防災計画についてということで、そのときは学校と病院のことで独演会やっちゃって、こっちまで回りませんでしたけれども、この防災計画というので今言ったことでいいんですけれども、町長は去年から消防団の防災訓練等々行っています。統監として出席しましたよね。こういう防災というものもあれですけれども、災害が起きる、災害対策本部というのはどのようになっていますか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 災害対策本部になりますと、やはり実際に災害が起きた場合と、大きな災害が想定される場合と2つの条件があります。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） 災害が実際起きたときには災害対策本部、それはわかります。

しかし、こういう災害対策本部をすぐに立ち上げる状況、その前の状況というのは、既に行っていなければならないのではないかと思います。現実には津波注意報が2回も来て、そしてあっちのほうのいなほ館に20名ほど当時避難している方もおりました。

ですが、そこは開放になっていないし、電気もつかない状態。なぜ20名ほどそこに避難したかといいますと、現実的に今度の災害で堤防が壊されてなくなった。そういう状況で津波の危険というのは、もう1メートルでも2メートルでも出てくるわけです。

それで、さきに集会所避難とか、そういう話も出ましたけれども、今の柁内地区あたりの避難所というか、避難している仮設住宅等は、水害というか浸水するおそれがあるわけなんです。それで、その人たちもかなり逃げたと思うんです。

それで、3月5日の答弁の中に、「避難する、避難できる」という、そういう話もあります。避難所をほかの市町村でもう既に避難所を切りかえて設定しております。どこに逃げるか。災害はもう来ています。地震も毎日ではないですけども、結構来ています。

そういうことで、まず避難所の設定、そしてそこにどういうものを置くか。新聞でも釜石ではちゃんとそういうふう配置しているということになってはいますけれども、当町ではその辺はおくれているようです。

そういう、もう既に災害が起きた、そういう対策、本部を出せる、そういう組織をきちんとつくるべきだと思いますが、その点をお聞きします。とりあえずそれだけ。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘の津波注意報に対しましては、町とすれば警戒本部という位置づけになります。ですから、災害対策本部ではないということをご確認いただきたいと思っております。

緊急時のという部分では、当初計画においては29カ所の避難所を設けておりましたが、やはり被災しまして20カ所という形になっております。

避難所として中央公民館とかありますし、幾らか毛布等は準備はしているんですが、先ほど申しましたとおり、質と量が不十分であるということは申し上げたとおりであります。

実際には金沢小学校、または旧の小鎚小学校のほうには毛布とかいろいろな部分が支

援いただいたものがありますので、これを再配備してまいりたいと、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） その災害が起きたときの災害対策本部という、そういう名称のことはいいんですよ。そういう準備がきちんとできているかということをもっとお聞きしたかったんです。

それから、学校のほう、金沢とか小鎚のほうに毛布を置いてはいますが、それをちゃんと配分できる担当者とか、そういうのが決まっていなんでしょう。その災害対策本部という、その位置づけ、災害が起きていないから今何か言いましたけれども、それから、今度の災害で二渡神社等が避難所になったわけなんですよ。民間施設というか、今あそこら辺にはそういった公共施設、大きなものというのは、安渡小学校等々残ったりはしていますけれども、そういう民間の大きな施設、そういうのが過去にそういう避難所になった。そういうことも見ながら、避難所の設定とか、それから、災害この避難するということにおいて、今後の災害で大槌町の職員が40名も亡くなった。このときに災害対策本部というのがその場所で行われた。亡くなった。本来マニュアルではたしか中央公民館で災害起きたときにそっちで本部を設立するという話を聞いていたけれども、それができなかつた。

これは、いろいろ人間的な心理とかいろいろなものがまざったとか思いますけれども、そういうことをきちんと検証しなければ、今後の災害対策本部は形だけのものになってしまうと思います。

しっかり、この災害で亡くなった40名の、なぜそういうふうになってしまったのかも検証しながら、今後やっていかなければならないのではないかなと思います。

それから、小鎚地区に小鎚小学校だけなんですけれども、集団的に避難できる避難場所というのは、下のほうには体育館とか弓道場ありますけれども、ここには実際そこに避難していても床がなかったりとか、水道の不便とかいろいろな問題あるし、今度壊すというわけなんですよ。今度移転するわけです。

そうした場合、そっちのほうに大型公共施設というのがなくなるわけなんです。このことで、私は学校が常にどこの地域でも避難所という、そういう大きな役目を果たしてきた。そういうことで、私は言ってきたんですよ。

この災害対策本部のあり方について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部六平君） 町長。

○総務部長（平野公三君） 議員言われたとおり、私たちも災害対策本部を庁舎前に設置したということで、多くの仲間を亡くしてしまいました。十分に承知しているところがあります。

今回こういう堅固な庁舎に移ったわけで、それぞれの津波注意報なり津波警報の中ではきちんと区分をしながら対応するという形になっております。

ただ、やはり議員ご指摘のとおり、その部分では足りないという部分は承知をしております。そこで、きちんとその辺はまとめていきたいと思っております。

ただ、災害対策本部とする、その体制については、やはり今職員が多く入っています。本当に派遣の職員等もいますので、それも含めて全体的にコンセンサスをきちんととっていきたいと思っております。

また、避難所におきましてもきちんと今のまちづくりがどうなるかという部分もございいますから、単に避難所だけをつくるということにはならないと思っております。何かとあわせながらの避難所ということは必要だと思っておりますが、やはりコンパクトな中でまちづくりが進められますので、その中で防災施設、避難所としてのそういうものも入ったような、そういう施設が必要だということは考えております。

これもやはり学校とか、あとは公民館とか、そういうものを整備する中できちんと防災という視点を入れながら整備が進められればと、こう思っております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 防災に関して、ハザードマップの作成なんですけれども、このハザードマップは防潮堤ができた状態を設定してつくるのか、それとも現状のままをつくるのかをお聞かせをください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 県のシミュレーションがありますので、それを踏まえながらになるんですが、設定が今のところはシミュレーション上は、基本的な部分は潮位なんかは対象津波の来襲時の潮位という形、また、地盤高については、今後の地震後の地盤高から沈下することを考えていないと、今の状況の中で考えているというようなこと、あとは破壊を考慮しないと、施設が考慮しないということは、ある程度の堤防ができたあたりという形での設定と聞いております。

ただ、この部分からすれば、やはりそれだけではならないので、より厳しい条件の中

で県から示された以上に私たち町としての考え方を入れながら、マップをつくっていく必要があるだろうなど、こう考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 破堤していることをまず考慮に入れなければならないのではないのかなど。今大槌町は裸同然なわけですよ。堤防がなくて。それをあつた状態でシミュレーションして、ハザードマップつくっても何の意味も持たない。

今現在の状況の中でやっぱりシミュレーションをしてつくって、初めてその対策がとれるのではないのかなど。防潮堤ができたらできたで、そのときにまたシミュレーションすればいいのではないのかなというふうに、私は思います。

今正直なところ、大槌町は防潮堤が壊れています。水門もないです。だから、ゼロの状態なわけですよ。その状態でやっぱりシミュレーションをしていただいて、それをハザードマップとして出していただくのが一番わかりやすいことなのではないのかなというふうに、私は思いますので、その辺もぜひ県のほうにお話をさせていただきたいなど。

それから、先ほどから津波対応、先日も津波警報がありました。海外で起きた地震による津波。これをちょっと確認したいことが1点だけあります。

実は、私もあのかとき津波が来るというのをまさか地震があつたというのをテレビで聞いたときにまさか津波はこっちに来ないよなど思いながらも、そうしたら津波注意報が出たわけです。そうしたら、こっちに到達時間が午後の5時半ごろの予想だったわけです。たしかそうですね。その時間に中央公民館のほうに電話を入れました。避難者はおりますかと。そうしたらおりませんという回答でした。ああ、じゃやっぱり浸水域を通過してここに上がるのは間違いだから、みんな別なほうに避難したんだなというふうな解釈をしました。

それから、ああ大丈夫だということで、よかつたんですが、2日後、ある方からこの役場のことを聞きました。普通津波注意報が出ていて、津波の到達時間が5時半であれば、通常であれば役場は上の階に上がれば回避できるというのはあるでしょうけれども、5時10分、15分あたりに臨時職員は帰っていいですという話をされたという話を聞きました。それは事実でしょうか。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 津波の部分については、確かにその部分では注意は喚起はしましたけれども、臨時職員云々という話はなかつたような気はします。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） でも、臨時職員の中にはそういうふうと言われて、帰っていいですと言われて帰らざるを得なかったという方がいるわけです。現実には、間もなく津波が到達するかもしれないという状況の中で、この浸水域を通らなければ帰れないわけですよ。自宅に。帰れというほうがおかしいわけですよ。違いますか。

やっぱりもうちょっと危機感持った人だけが避難するのではなくて、今回の震災の教訓じゃないですか。とにかく注意報、警報、津波が来ると予想されたらとにかく避難するですよ。安全が確認できて初めてオーケーなわけですよ。

もうちょっと役場が、行政当局が一番危機感持たなくてはいけないわけですよ。だから、いまだに学校に食料の備蓄もなければ、そういう現実があるわけです。2年たっているのに。

釜石市では解除されるまで学校待機ですよ。わかりますか。釜石中学校、職員全員残って、避難してきた人たちのために、あの日夜夜中まで待機していたわけです。避難してきた人たちのために学校に備蓄してあった乾パンであるとか、水を配っているわけです。そういう現実もあるわけです。釜石の中には。

なのに、何で隣の町ができて、大槌町ができないのか。この辺町長、お答えください。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） お答えします。

注意報だということです。そして、注意報ですので、注意喚起という形で考えました。職員についても、やはりその部分は注意という形での対応になりました。

避難所についても自主避難ですので、開きました。警察と消防も来まして、道路の封鎖等についても情報共有しながら、安全を確保したという形になります。

確かに、各避難所に対する備蓄というのはしておりませんので、この部分は先ほど議員言われたとおり、きちんとその辺は対応してまいりたいと思います。

○議長（阿部六平君） 進行します。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） 消防ですから、予算委員会に言わないように、今ちょこっと言うておきます。

東日本大震災後ようやく2年が今過ぎようとしております。今東梅議員が言うように、注意報も警報もごっちゃにした話もそれはあるかもしれませんが、注意報はあくまでも注意報、警報は警報です。

2年前の大震災、それから前のチリ津波の、チリを震源とする津波警報というのが出ました。そのときは、45号線が各所で分断されて通行止めになった。あれが警報です。それがために、何といたしますか、遠野から笛吹を通過して大槌に行きたいよと。来たくても片岸でとまっているから、大槌には来られない。また戻って立丸を通過して土坂通過して大槌に来たという、そういう事例がたくさんあります。

私、3年前は事務組合の議員をしておりました。その中で当時の野田市長さんと相対しながら、今度のこのチリ地震の警報に対して一部事務組合の管理者であるあなたから後方支援ということで、遠野がいつでも構えているんですけども、何か連絡しましたかと言ったら、あのときは一切何もしなかったそうです。せっかくあのときは、遠野は遠野で構えていたんです。警報だぞと。いつ何時があるかとやれるように、それこそヘリコプターの油からさまざまなものを物資を寄せて、職員も集めながら後方支援で構えていた経過があります。

しかしながら、事務組合のほうの大槌も釜石も、もちろん釜石もそうですけれども、一切何の連絡もなく、そしてたまたま津波も何も来なかったからそれで終わりましたが、ただ、実際的にそういうもう遠野は後方支援だということで構えていた経過があります。

そのとき私言いましたよ。せっかく遠野市がこうして後方支援ということで構えているんですけども、何であんたたちから連絡しなかったんだと。例えばもし何かあったときには、それが今度の本当の大震災で大変な、それこそ支援を受けた結果になりましたけれども、だから、今私が何を言いたいかというんですけども、例えば盛岡でも花巻でもどこでもいいんですけども、遠野に行きたいから大槌の人間が例えば来たいという、大槌に戻りたいというときに笛吹通ってくるときもあるわけだ。それが戻るような、そういう45号線の今の状態だから、何とか笛吹に入る前にこの片岸地区は通行どめですよ、大槌には土坂、立丸を通過して行かなければだめですよと、そういう看板をいち早くやれば、何も片岸まで来てから戻ることもないし、そういうのを自治体のこれからのマップの中でも指導してやるべきだと思う。私は、今それを話ししているんですよ。

だから、そういうことを山道を行ったり来たりしないで、もう遠野の時点で遠野のほうにお願いして、こうだからこうしてくださいというような立て看板を立てるとか、そういうことをこれからやっていけば、大槌にしる片岸にしる、どこにしる、さまざまな面で何も危ないところの工事をやることはないから、だから、我々のこの45号線は所々

でもう分断されます。正直言ってトンネルの中で7時間も8時間も警報のときはそういう車をとめたという経過もありますから、その辺のところもお互いにせっかく遠野さんが一生懸命応援しようとしているときに利用しながら、やってもらえればなと思っていますが、どうですか。部長。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議員ご指摘のとおりだと思います。

実際には震災当時には連絡もちろんできませんでしたが、後方支援ということで、翌日には御飯とかおにぎりとか、いろいろなものが届いたということになります。

遠野市のほうでは後方支援ということで、今回の震災においてはその判断を仰ぐことなく、物資を持ってきてくれたと。また、その当時やはり状況を判断しながら、自分たちができるものは自分たちでやるという形で運んできていただいたところであります。

今回についても、やはりその辺きちんと連携をとる必要があるだろうと思います。注意報においても、また警報においても、今の状況がどうなのかというあたりをきちんと連絡をとって、また有事の際には何か支援をいただくような、そういう情報の連絡網もきちんと確立する必要があると、こう思います。（「よろしくお願いします」の声あり）

○議長（阿部六平君） 進行します。10款教育費1項教育総務費。進行します。

2項小学校費。進行します。

3項中学校費。進行します。

4項社会教育費。進行します。

5項保健体育費。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第22号平成24年度大槌町一般会計補正予算（第9号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時45分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2 時 3 6 分

○

再 開

午後 2 時 4 5 分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

○

日程第 1 0 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第23号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第23号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第23号の1ページをお開き願います。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税であります。補正額441万9,000円の増額は、一般被保険者国民健康保険税滞納繰越分の収納見込みの増によるものであります。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金であります。補正額1,450万2,000円の減額は、保険給付費決算見込みの減に伴う療養給付費等負担金の減、高額療養費共同事業拠出金確定に伴う高額医療費共同事業負担金の減によるものであります。

2 項国庫補助金、補正額235万8,000円の減額は、保険給付費決算見込みの減に伴う普通調整交付金の減であります。

5 款県支出金 1 項県負担金であります。補正額56万3,000円の減額は、高額療養費共同事業拠出金確定に伴う高額医療費共同事業負担金の減であります。

2 項県補助金、補正額624万6,000円の減額は、保険給付費決算見込みの減に伴う普通調整交付金の減及び国交療養給付費等負担金の負担割合の変更に伴う特別調整交付金の増によるものであります。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金であります。補正額624万1,000円の増額は、高額医療費共同事業交付金の確定による増及び保険財政共同安定化事業交付金の確定による増であります。

9 款財産収入 1 項財産運用収入であります。補正額 2 万円の増額は、国保財政調整

基金に係る預金利子であります。

11款繰入金 1項他会計繰入金であります。補正額3,803万8,000円の増額は、保険基盤安定負担金繰入金確定に伴う増、保険財政安定化支援事業繰入金の確定及び事務費繰入金の調整に伴う増であります。

2項基金繰入金、補正額4,120万7,000円の減額は、保険給付費決算見込みの減等に伴う国保財政調整基金繰入金の減であります。

2ページに参りまして、歳出でございます。

1款総務費 2項町税费であります。補正額31万9,000の減額は、納税貯蓄組合解散に伴う奨励金の減であります。

2款保険給付費 1項療養諸費であります。補正額200万円の減額は、診療報酬請求審査支払委託料単価の減に伴うものであります。

2項高額療養費、補正額1,025万2,000円の減額は、一部負担金免除措置期間の延長に伴う高額療養費保険者負担金の決算見込みの減によるものであります。

7款共同事業拠出金 1項共同事業拠出金であります。補正額158万1,000円の減額は、高額療養費共同事業拠出金の確定に伴う減及び保険財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う増によるものであります。

8款保健施設費 2項保健施設費であります。補正額202万6,000円の減額は、臨時職員賃金の減であります。

9款基金積立金 1項基金積立金であります。補正額2万円の増額は、国保財政調整基金預金利子収入の増に伴う基金利子積立金の増であります。

以上、平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出補正予算総額から歳入歳出それぞれ1,615万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を23億5,963万円とするものであります。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5ページ、歳入。1款国民健康保険税 1項国民健康保険税。進行します。

4款国庫支出金 1項国庫負担金。（「進行」の声あり）進行します。

2項国庫補助金。

5款県支出金 1項県負担金。進行します。

2項県補助金。進行します。

6 ページをお願いします。

7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金。進行します。

9 款財産収入 1 項財産運用収入。進行します。

11 款繰入金 1 項他会計繰入金。

2 項基金繰入金。

7 ページをお願いします。

3、歳出。1 款総務費 1 項町税費。進行します。

2 款保険給付費 1 項療養諸費。進行します。

2 項高額医療費。進行します。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金。進行します。

8 款 2 項保健施設費。

8 ページ、9 款基金積立金 1 項基金積立金。阿部義正君。

○13 番（阿部義正君） 補正で 2 万円財政調整基金に積み立てるといっていますが、2 万円積み立てて現在残高はどのようになっているかお伺いします。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 基金の今の現在の残高ですけれども、2 億 124 万 8,633 円となっております。

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12 番（野崎重太君） 2 億円あるということは、結構な数字なんですけれども、今後この 2 億円がなるべくなら取り崩しをしないような格好でずっといけばいいんですけども、インフルエンザじゃないけれども、1 風邪はやれば 1 億円ぐらいの金ならぽんと飛んでしまうというのがこの病気ですよね。

だから、その辺のところをどのぐらいまで、今 2 億円だけれども、これを維持していくには、これからのよそのそれこそ自治体では国保を上げるとか、さまざまな実態になっています。大槌町も我々初め、大変お世話になっていますけれども、そういう状況でまだまだいけるかなという、そういう考え方なのか、その辺のところをお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 町民課長。

○町民課長（中村一弘君） 確かに今現在基金の残高は 2 億 124 万 8,633 円と申しましたけれども、今回の補正で 2,242 万 3,000 円の繰り入れということで、取り崩しをしております。

す。よって、最終的に予定どおり崩したとしますと、残高になるのが1億7,882万5,633円となります。

これにつきましては、平成25年度で繰入金、大体予定としまして1億円を予定しております。これを予定としまして基金の取り崩しをしますと、残りは大体7,882万円くらいとなりますので、最終的には今年度もこれについては検討してまいりますけれども、今現在の計算ではこのようになっております。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成24年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第24号 平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第24号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長（土橋清一君） 議案第24号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

1ページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入です。第3款国庫支出金1項国庫負担金、補正額5億255万4,000円は、災害復旧事業の補助率のかさ上げによるものです。

5款繰入金1項他会計繰入金、補正額マイナス4億9,482万3,000円は、災害復旧事業の補助率かさ上げに伴う減によるものです。

2項基金繰入金、補正額マイナス1億5,591万円は、基金を平成25年度に組み替えたことによる減です。

8 款 1 項町債、補正額マイナス5,970万円は、主に災害復旧事業の補助率かさ上げに伴う減によるものです。

2 ページをお願いします。

歳出です。2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、補正額マイナス 2 億787万9,000円は、復興交付金事業の平成24年度未実施分を平成25年度当初予算に組み替えたことによるものです。

これら歳入歳出合計補正額は、それぞれマイナス 2 億787万9,000円で、合計20億2,081万8,000円となります。

3 ページをお願いします。

「第 2 表 繰越明許費」です。

3 款 1 項災害復旧費、事業名、下水道施設災害復旧事業、金額 3 億2,110万円、これは、大町雨水ポンプ場の災害復旧事業分です。

4 ページをお願いします。

「第 3 表 地方債補正」、変更です。

起債の目的、下水道施設災害復旧事業、補正前、限度額、2,190万円、起債の方法、証書借入れまたは証券発行、利率、年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借られる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率になります。償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借りかえることができる。補正後、限度額280万円、起債の方法等は補正前と同じですので、省略させていただきます。

次、下段になります。起債の目的、下水道事業、補正前、限度額 1 億6,670万円、起債の方法等は同上です。補正後、限度額 1 億2,610万円。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3 ページ、第 2 表繰越明許費。進行します。

4 ページ、第 3 表地方債補正、変更。（「進行」の声あり）進行します。

7 ページ、歳入。国庫支出金、全部 7 ページ。（「進行」の声あり）進行します。

8 ページ、歳出全部。（「進行」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成24年度大槌町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12号 議案第25号 平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第12、議案第25号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。地域整備部長。

○地域整備部長(土橋清一君) 議案第25号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入です。3款県支出金1項県負担金、補正額8,565万3,000円は、災害復旧事業の補助率のかさ上げによるものです。

4款繰入金1項他会計繰入金、補正額マイナス2億7,285万6,000円は、災害復旧事業の平成24年度未実施分を平成25年度当初予算に組み替えたことによるものです。

2項基金繰入金、補正額131万4,000円は、復興交付金事業の補助率かさ上げによるものです。

7款1項町債、補正額70万円は、震災復興特別交付金の一部を起債へ変更したことによるものです。

2ページをお願いします。

歳出です。2款漁業集落排水処理事業費1項漁業集落排水処理施設整備費、補正額マイナス191万5,000円は、委託料の契約差金となります。

3款災害復旧費1項漁業集落排水施設災害復旧費、補正額マイナス1億8,327万

4,000円は、災害復旧事業の平成24年度未実施分を平成25年度当初予算に組み替えたことによるものです。

これらの歳入歳出合計補正額は、それぞれマイナス1億8,518万9,000円で、合計で5億7,057万9,000円となります。

3ページをお願いします。

第2表 町債補正、変更です。

起債の目的、漁業集落排水処理事業、補正前、限度額2,230万円、起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じですので、省略させていただきます。

補正後、限度額2,300万円、これは復興交付金事業財源の修正によるものです。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、第2表 地方債補正、変更。（「進行」の声あり）進行します。

6ページ、歳入全部。（「進行」の声あり）進行します。

7ページ、歳出全部。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成24年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第4号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第26号 平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第26号平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第26号平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第 26 号の 1 ページをお開き願います。

第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入、1 款保険料 1 項介護保険料であります。補正額 8,925 万 3,000 円の減額は、震災後の特例措置として、昨年 9 月まで被災者に係る保険料の減免措置が講じられたことに伴う徴収額の減額によるものであります。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金であります。補正額 8,925 万 3,000 円の増額は、1 款の介護保険料の減免措置に伴う補助金であります。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金であります。936 万 3,000 円の減額は、制度改正に伴うシステム改修費及び介護認定に係る主治医意見書の作成手数料が当初の見込みを下回ったことなどによる事務費の減によるものであります。

2 ページに参りまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費であります。236 万 3,000 円の減額は、制度改正に伴うシステム改修委託料の減額によるものであります。

3 項介護認定審査会費の 700 万円の減額は、制度改正により介護認定の更新に係る期間が延長されたため、主治医の意見書作成が減少したことによるものであります。

以上、平成 24 年度大槌町介護保険特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 936 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 15 億 9,015 万 4,000 円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入、1 款保険料 1 項介護保険料、全部。（「進行」の声あり）進行します。

6 ページ、歳出全部。東梅 守君。

○3 番（東梅 守君） 参考までにお聞かせをください。

介護認定にかかわって、この大槌町内で今現在介護認定を受けている方が何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） ただいま、これは数字的には 1 月の数字ということでご理解をいただきたいと思いますが、要介護の認定を受けられている方が 819 名でございます。

ただ、これは要支援の方も要介護の方含めてということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成24年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第27号 平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第27号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（門脇吉彦君） 議案第27号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

お手元の議案第27号の1ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者保険料についてでございますが、2,724万2,000円の減額は、震災による被保険者数の減少及び被災者に対する保険料減免措置に伴う保険料の減額であります。

5款繰入金1項一般会計繰入金であります。236万2,000円の増額は、保険料軽減該当者数の増に伴う保険基盤安定負担金の増による繰入金の増額によるものであります。

2ページに参りまして、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2,488万円の減額は、後期高齢者医療保険料収納額の減額及び保険基盤安定負担金の増額によるものであります。

以上、平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,488万円を減額し、歳入歳出予算総額を9,413万7,000円とするものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

5 ページ、歳入、1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料、全部。

（「進行」の声あり）進行します。

6 ページ、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。進行します。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成24年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第28号 平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第28号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（山田美誉輝君） 議案第28号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについてご説明申し上げます。

補正予算書1 ページをごらん願います。

第1条、平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度大槌町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用、補正予定額102万1,000円の増、計2億998万1,000円。

第2項営業外費用、補正予定額102万1,000円の増、計3,166万7,000円。これは、消費

税の見直しによる増額であります。

第3条、予算第4条本分括弧書き中、資本的収入額を資本的支出額に対し不足する額7,595万円を7,486万7,000円に、建設改良積立金5,912万2,000円を5,803万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入。補正予定額2,029万3,000円の減、計1,579万4,000円。

第2項補助金、補正予定額2,109万3,000円の減、計422万9,000円。これは災害復旧費の繰り越しが認められず、その国庫補助金及び他会計からの補助金の減額であります。

第4項負担金、補正予定額80万円の増、計274万2,000円。これは消防署からの消火栓設置工事費負担金であります。

支出。第1款資本的支出、補正予定額2,137万6,000円の減、計9,066万1,000円。

第1項建設改良費、補正予定額2,137万6,000円の減、計2,048万5,000円、これは災害復旧費の繰り越しが認められなかったことによるものです。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。

3ページ、平成24年度大槌町水道事業会計予算（第2号）実施計画。収益的収入及び支出。進行します。

資本的収入及び支出。（「進行」の声あり）進行します。

4ページ、支出。進行します。

5ページ、平成24年度大槌町水道事業会計資金計画。進行します。

6ページ、平成24年度大槌町水道事業予定貸借対照表。資産の部。進行します。
負債の部。進行します。

8ページ、資本の部。進行します。

9ページ、平成24年度大槌町水道事業会計予算説明書。収益的収入及び支出。第1款水道事業営業外費用。進行します。

資本的収入及び支出。進行します。

10ページ、第4項負担金。進行します。

支出。第1款資本的支出第1項建設改良費。（「進行」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第28号平成24年度大槌町水道事業会計補正予算（第2号）を定めること

についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第29号 平成25年度大槌町一般会計予算を定めることについて

日程第17 議案第30号 平成25年度大槌町国民健康保険特別会計予算を定めることについて

日程第18 議案第31号 平成25年度大槌町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第19 議案第32号 平成25年度大槌町下水道事業特別会計予算を定めることについて

日程第20 議案第33号 平成25年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計予算を定めることについて

日程第21 議案第34号 平成25年度大槌町介護保険特別会計予算を定めることについて

日程第22 議案第35号 平成25年度大槌町後期高齢者医療特別会計予算を定めることについて

日程第23 議案第36号 平成25年度大槌町水道事業会計予算を定めることについて

○議長(阿部六平君) 日程第16、議案第29号平成25年度大槌町一般会計予算を定めることについてから、日程第23、議案第36号平成25年度大槌町水道事業会計予算を定めることについてまで、予算8件について一括議題といたしたいと思いますが、お諮りいたします。

ただいま議題となっております予算8件の審査につきましては、委員会条例第5条の規定により、議員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、予算8件の審査については、議

員全員による予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

予算特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(阿部六平君) ご異議なしと認めます。よって、審査終了まで本会議を休会することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長を互選するまで、委員長条例第9条第2項の規定により、年長委員の後藤高明君に臨時委員長の職務をお願いいたします。

本会議を休会いたします。

散 会 午後3時21分